

## 会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「平成13年度から18年度までの間に内閣府が実施したタウンミーティングの運営に関する請負契約に関する会計検査の結果について」

平成19年10月  
会計検査院

参議院決算委員会において、平成19年2月21日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、内閣府に関する平成13年度から18年度までの間に内閣府が実施したタウンミーティングの運営に関する請負契約につき、契約方法、契約手続などの状況、契約金額、支払金額など契約執行の状況及び会計事務処理の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月22日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成19年10月  
会計検査院

# 目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成17年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	1
3	タウンミーティング及びその運営に関する請負契約の概要	2
4	国の契約事務	3
(1)	契約方式	3
(2)	契約形態	4
(3)	予定価格の算定等	4
(4)	契約手続	4
(5)	契約代金の支払	5
(6)	代行機関	5
5	検査の対象、観点、着眼点及び方法	5
第2	検査の結果	7
1	契約方法、契約手続などの状況	7
(1)	13年度のタウンミーティングの運営に関する請負契約について	7
ア	契約方式及び契約形態	7
イ	契約手続	9
(2)	14年度から18年度までのタウンミーティングの運営に関する請負契約について	11
ア	契約方式及び契約形態	11
イ	仕様書の作成、予定価格の算定、入札及び落札者の決定	12
ウ	契約単価の決定、契約の締結	13
エ	支払金額の算定	14
オ	契約手続	15
2	契約金額、支払金額など契約執行の状況	17
(1)	13年度のタウンミーティングの運営に関する請負契約について	17
ア	契約金額	17
イ	支払金額	19

(2)	14年度から18年度までのタウンミーティングの運営に関する請負契約について	21
ア	契約金額及び支払金額	21
イ	仕様書	24
ウ	予定価格	30
エ	契約単価	32
オ	精算	33
カ	18年度の第4回以降に実施されたタウンミーティングに係る精算	43
(3)	謝礼金について	44
ア	13年度における謝礼金の支払	44
イ	14年度以降における謝礼金の支払	44
3	会計事務処理の状況	45
(1)	会計事務処理の体制等について	45
ア	会計事務職員の配置状況	45
イ	T M室の組織及び業務	46
ウ	タウンミーティング実施に係る会計事務処理の流れ	47
(2)	契約締結の事務処理、給付の完了の確認、請求書の審査等について	48
ア	13年度の契約に係る手続	48
イ	14年度から18年度までの契約に係る手続	48
ウ	員数の指示等の記録	48
エ	給付の完了の確認	48
オ	請求書の審査	49
カ	請求書の日付等	50
キ	内部監査の実施状況等	50
第3	検査の結果に対する所見	51
別表1	開催別の詳細（平成13年度）	58
別表2	開催費用内訳（平成13年度）	60
別表3	開催別の詳細（平成14年度以降）	61
別表4	仕様書（平成14年度以降）	66

別表5 契約単価の推移 . . . . .	78
別表6 請負業者が追加作業を単価項目の員数に上乗せして請求した事態の概要 . . . . .	81

## 第1 検査の背景及び実施状況

### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成19年2月21日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月22日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

#### 一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

内閣府

##### (二) 検査の内容

平成十三年度から十八年度までの間に内閣府が実施したタウンミーティングの運営に関する請負契約についての次の各事項

契約方法、契約手続などの状況

契約金額、支払金額など契約執行の状況

会計事務処理の状況

### 2 平成17年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院では、19年2月21日に決算委員会において、検査を要請する旨の上記の決議を行うとともに、6月11日に平成17年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月13日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議のうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 国民との双方向の重要な対話の場として政府が行うタウンミーティングにおいて、コスト意識を欠いた不適切な運営が行われていたことに加え、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くという趣旨を逸脱し、事前に発言の依頼が行われていたことは、看過できない。

政府は、新たな方式による出直しに当たり、国民との直接対話の意義及び広く民意を政策形成に反映させることの重要性を認識し、関係者全員に対してコスト意識を徹底させるとともに、テーマや発言者の選定、契約、会計経理などについて、透

明かつ公正適切な運営への改善を図り、効果的な国民との直接対話の場の実現に尽力すべきである。

### 3 タウンミーティング及びその運営に関する請負契約の概要

タウンミーティング（内閣府が実施したものをいう。以下同じ。）は、内閣の閣僚等が、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くとともに国民に直接語りかけることにより、内閣と国民との対話を促進することを目的として、13年6月から18年9月までの間に174回にわたって開催され、全国各地の会場において内閣の閣僚等と一般の参加者が参集し、2時間程度対話する形式によって行われた。このうち、13年11月までの50回は、特定のテーマを設けることなく国政全般を対象として全都道府県を一巡する形で開催され、その後は地域再生、教育改革、司法制度改革など特定のテーマを設けて開催された。

タウンミーティングの開催に当たって、内閣府では、13年5月に設置されたタウンミーティング担当室（以下「TM室」という。）が事業の運営を担当し、入札・契約等の会計事務は大臣官房会計課（以下、単に「会計課」という。）が担当していた。そして、開催会場の候補の選定、参加者の募集事務、当日の事務作業予定等を取りまとめた運営マニュアルの作成、会場設営、当日の受付、警備及び議事録の作成等タウンミーティングの運営に関する一連の業務については、表1のとおり株式会社電通（以下、単に「電通」という。）及び株式会社朝日広告社（以下、単に「朝日広告社」という。）に、契約期間中に開催される分を一括して請け負わせている。

表1 契約の概要（平成13～18年度）

年 度	請負業者	契約年月日	契約期間	開催回数	支払金額 (円)
13年度	前期	電通	13.5.23 13.5.23 ～13.8.10	16	386,473,217
	後期	電通	13.8.1 13.8.1 ～13.12.21	34	552,802,943
14年度	前期	朝日広告社	14.4.1 14.4.1 ～14.7.31	11	79,114,457
	後期	電通	14.7.25 14.8.1 ～15.3.31	15	114,296,212
15年度	電通	15.4.1 15.4.1 ～16.3.31	28	297,112,917	
16年度	朝日広告社	16.4.1 16.4.1 ～17.3.31	26	242,186,845	
17年度	朝日広告社	17.4.1 17.4.1 ～18.3.31	23	295,540,185	
18年度	朝日広告社	18.4.3 18.4.1 ～19.3.31	19	202,330,194	
合 計				172	2,169,856,970

注(1) 13年6月から18年9月までの間に開催された174回のタウンミーティングのうち、13年度の第51回雇用創出タウンミーティングイン東京(13年12月16日)は内閣府の経費負担によるものではなく、また、第52回タウンミーティングイン葛飾(14年3月3日)は共催団体と共に内閣府が直営により実施しており、それぞれ上記の契約には含まれていないため、上記契約による開催回数は172回となっている。

注(2) 14年度前期の契約は、14年4月15日に業務を追加する契約変更を行っている。

#### 4 国の契約事務

内閣府におけるタウンミーティングの運営に関する請負契約に関する事務は、会計法(昭和22年法律第35号) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)等の会計法令の定めるところに従い行われる。国の契約の概要は次のとおりである。なお、本件契約に係る支出負担行為担当官(本官)は大臣官房会計担当参事官(以下、単に「会計担当参事官」という。) 支出官(本官)は同会計課長となっている。

##### (1) 契約方式

国の契約においては、会計法第29条の3第1項の規定により、契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「支出負担行為担当官等」という。)は、契約を締結する場合には、原則として公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないとされている。ただし、同条第4項の規定により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等においては、随意契約によるものとするとしている。

なお、近年実務においては、契約手続の前段階において、複数の業者から仕様書案



や企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続（以下「企画競争」という。）を経て、その者を契約相手方とする随意契約が行われるようになってきているが、この場合も上記の会計法上の随意契約による場合の要件を備えることが必要である。

#### (2) 契約形態

国の契約においては、総額をもって契約金額として契約する形態（以下、この形態の契約を「総価契約」という。）が原則である。ただし、一定期間を決めてする継続的給付契約のように、契約上その数量を決定することができないなどの場合においては、単価を契約の主目的とし、期間を画してその供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容として契約する形態（以下、この形態の契約を「単価契約」という。）による場合がある。

#### (3) 予定価格の算定等

支出負担行為担当官等は、予決令第79条の規定により、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定しなければならないとされており、同令第80条第1項の規定により、予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないとされている。そして、同条第2項の規定により、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

また、予決令第99条の5の規定により、支出負担行為担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ同令第80条の規定に準じて予定価格を定めなければならないとされている。

#### (4) 契約手続

会計法第13条の2第1項の規定により、支出負担行為担当官が国の支出の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）をするには、支出負担行為の内容を表示する書類を支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受けるなどした後でなければ、これをするということができないとされている。

また、会計法第29条の8第1項の規定により、支出負担行為担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約金額が一定金

額を超えないなどの場合を除いて契約の目的、契約金額、履行期限等を記載した契約書を作成しなければならないとされている。また、同条第2項の規定により、契約書を作成する場合には、支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとされている。

#### (5) 契約代金の支払

会計法第29条の11第2項の規定により、支出負担行為担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないとされている。また、同条第4項の規定により、各省各庁の長は、特に必要があるときは、上記の検査を、当該契約に係る支出負担行為担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員に行わせることができることとなっている。

そして、予決令第101条の9第1項の規定により、支出負担行為担当官等、支出負担行為担当官等から検査を命ぜられた補助者等は、検査を完了した場合には、契約金額が一定金額を超えないなどの要件を満たす場合を除くほか、検査調書を作成しなければならないとされ、これにより検査調書を作成すべき場合においては、同条第2項の規定により、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができないとされている。

#### (6) 代行機関

支出負担行為担当官等の事務については、会計法第46条の3第2項の規定により、各省各庁の長は、必要があるときは、当該各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官、契約担当官等の事務の一部を処理させることができるとされている。そして、予決令第139条の3第5項の規定によれば、会計法第46条の3第2項の規定により会計機関の事務の一部を処理する職員（以下「代行機関」という。）は、当該会計機関に所属して、かつ、当該会計機関の名において、その事務を処理するものとするとしている。

### 5 検査の対象、観点、着眼点及び方法

会計検査院は、13年度から18年度までの間に内閣府が締結した前記のタウンミーティングの運営に関する請負契約8件（支払金額計21億6985万余円、開催回数172回）を対象として、契約方法、契約手続などの状況、契約金額、支払金額など契約執行の状況、会計事務処理の状況の事項の別に、合规性、経済性等の観点から、以下の点に着眼して検査した。

については、各契約の契約方式、契約形態は適切か、入札・契約などの手続は適切に実施されているかなど

については、仕様の内容や予定価格の算定は適切か、単価契約に関して、単価の設定は適切か、支払金額の基とした員数等は実績を反映しているかなど

については、給付の完了の確認、請求書の審査、内部監査等は適切に行われているかなど

検査に当たっては、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき内閣府から会計検査院に提出される証拠書類等（契約書、仕様書、検査調書、領収書、精算関係書類等）の内容を精査するとともに、タウンミーティングに係る関係書類の提出を求め、担当者や当時の担当者から説明を聴取した。

会計検査院は、19年次に実施した本件事案の検査において、在庁して関係書類の分析等の検査を行ったほか、73.0人日を要して内閣府並びにその請負先である電通及び朝日広告社に対する会計実地検査を行った。

## 第2 検査の結果

### 1 契約方法、契約手続などの状況

#### (1) 13年度のタウンミーティングの運営に関する請負契約について

内閣府では、13年度においては、タウンミーティングの運営に関する請負に当たり、13年5月23日から8月10日まで（13年度前期）を契約期間とする契約と、13年8月1日から12月21日まで（13年度後期）を契約期間とする契約を次のように締結している。

#### ア 契約方式及び契約形態

##### (ア) 13年度前期の契約

内閣府では、13年度前期においては、会計法第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するとして、随意契約の契約方式により電通と総価契約の契約形態で契約を締結していた。

そして、上記の規定に該当し、電通と契約する理由については、本件契約に当たりTM室が作成したタウンミーティングの実施についての伺いに添付されている請負先選定理由によると、おおむね次のとおりとなっていた。

タウンミーティングは、13年5月7日の総理大臣所信表明演説に盛り込まれ、半年間で47都道府県で実施するものとされており、緊急に準備に取り掛かる必要がある。さらに、毎週土、日曜日4箇所で開催するというハードスケジュールが組まれている。このため、一定の実績のある業者との随意契約により、開催準備の迅速性を確保することが重要である。

事前の周知及び事後の報道の両面で地元地方紙の活用が不可欠であり、地元地方紙との連携関係を有し、その協力を迅速かつ容易に得られる体制を持つ業者を選定することが重要である。

タウンミーティング会場では、ビデオ放映やパンフレットの配布を行うこととしており、会場の設営、集会の全体構成等の企画立案に際して、ビデオやパンフレットの内容との一体性を保持する必要があり、短い準備期間に円滑かつ有機的な連携を図るためには、ビデオやパンフレットの製作者と集会実施業者が同一であることが適当である。

電通は、全国に支社、支店及び営業所を持ち、多くの中央省庁主催イベントの請負実績があり企画・運営能力についても業界内での評判が高い。

そして、13年度前期のタウンミーティングは、前記所信表明演説の行われた40日後の6月16日に鹿児島市で第1回が行われてから7月8日までの23日間に13道県の16市町村で計16回行われていた。

#### (1) 13年度後期の契約

内閣府では、13年度後期においては、会計法第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとして、企画競争を経た後、随意契約により電通と総価契約を締結していた。

上記の規定に該当する理由について、内閣府では、13年度後期の契約においても、運營業務に関する知見がTM室に十分蓄積されておらず、より良い手法を模索していたため、直ちに運營業務を定型化して競争に付すことはできなかったとしている。

そして、内閣府における具体的な企画競争の手続を確認したところ、内閣府では、次のように企画競争を行い、その結果、評価が最上位であった電通と契約を行っていた。

TM室では、企画競争の実施に当たり、13年7月23日に企画競争の説明会を実施した後、同月24日に「タウンミーティングの開催に関する企画競争審査要領」を定めた。これによれば、企画競争の審査は、企画書及びイベント実施実績により、TM室室員を評定者として、1)求める形式・要件の合致度(予算を含む。)、2)内容の面白さ・工夫、3)運営・実施上の円滑性、4)業者及び責任者の経験度並びに信頼性の4項目について、1点から5点までの点数を付して評定することとされており、審査結果は、上記の点数により評定された上位3社のうちから、TM室の企画官以上の者により決定されることとなっていた。また、事業費については、上記1)に含まれているため、それのみでは評定されないこととなっており、その上限額は、書類上明らかではないが、内閣府の説明によれば、企画競争の説明会において、TM室の担当者が口頭により上限額を5億円(会場費は含まない。)とする旨を説明したとしている。

企画競争の説明会には12社が参加し、企画書等は7月30日までにこのうちの10社から提出され、TM室室員が上記の4項目について点数を付けこの4項目を踏まえた総合的な点から評定した結果、電通の点数が最上位であった。そして、TM室は、支出負担行為担当官である会計担当参事官に電通と契約を締結する

ことを依頼し、会計担当参事官は電通と契約を行っていた。

また、13年度後期のタウンミーティングは、9月8日から11月18日までの72日間に34都府県の34市区町で計34回行われていた。

13年度におけるタウンミーティングの開催日、開催地、名称及び参加者数は巻末の別表1のとおりであり、13年度前期及び後期の開催費用として電通から内閣府に請求された金額の内訳は同別表2のとおりである。

## イ 契約手続

### (ア) 13年度前期の契約

13年度前期の契約における契約書作成までの事務手続は、決裁文書等の上では次のように行われたこととなっていた。

T M室の担当者は、13年5月21日付けで事業名、請負先として電通を希望する旨とその請負先選定理由のほか、請負予定金額、作業期間、作業内容等を記載したタウンミーティングの実施についての伺いを起案し、T M室室長までの決裁を受け、会計担当参事官、会計課長までの合議を同月23日までに了した。

会計課の担当者は、予定価格調書を作成し、5月23日付けで支出負担行為担当官である会計担当参事官の決裁を経て予定価格が決定された。

内閣府は、電通から5月23日付けで見積書を徴取した。その金額は、 で決定された予定価格の範囲内であった。

会計課の担当者は、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約で電通と契約をすることについての伺いを契約書案、仕様書案等を添付して5月23日付けで起案し、会計担当参事官及び会計課長の決裁を受けた。

会計課の担当者は、支出負担行為決議書を5月23日付けで起案した。そして、支出官である会計課長の確認、支出負担行為担当官である会計担当参事官の決定を経て、同日付けで、会計担当参事官と電通との間で契約書が作成された。

しかし、内閣府及び電通から説明を聴取するなどしたところ、実際は表2に示すとおりであったと認められた。

表2 契約手続の流れ（平成13年度前期）

番号	契約手続	決裁文書等上の日付	実際の時期
	実施についての伺いの起案	13年5月21日	13年6月以降
	予定価格の決定	13年5月23日	13年度前期のタウンミーティングの開始（13年6月16日）後
	見積書の徴取	13年5月23日	13年度前期のタウンミーティングの終了（13年7月8日）後
	契約をすることについての伺い（仕様書添付）の起案	13年5月23日	13年度前期のタウンミーティングの終了（13年7月8日）後
	支出負担行為決議書の起案、契約書作成の完了	13年5月23日	14年3月頃

(1) 13年度後期の契約

13年度後期の契約における契約書作成までの事務手続は、決裁文書等の上では次のように行われたこととなっていた。

TM室の担当者は、13年7月11日にタウンミーティングの開催時期及び場所、企画競争の項目、提出資料の内容等を記載したタウンミーティングの開催に関する企画競争オリエンテーション資料を内容とするタウンミーティングの実施についての伺いを起案し、TM室室長までの決裁を受け、会計担当参事官、会計課長までの合議を受けた。

会計課の担当者は、7月12日に企画競争の実施及びその公告についてを内容とするタウンミーティング運営業務に係る企画競争についての伺いを起案し、会計担当参事官及び会計課長の決裁を受け、会計担当参事官は同月13日に企画競争について公告を行った。そして、同月23日に、会計課及びTM室は、参加業者に対して企画競争の説明会を行った。

TM室は、7月30日に、企画競争に参加した10社から企画書等に関する説明を聴取した。そして、8月1日に、会計課に対し、TM室が定めた「タウンミーティングの開催に関する企画競争審査要領」に基づき審査した結果を報告するとともに、電通と契約することを依頼した。

会計課の担当者は、予定価格調書を作成し、8月1日付けで支出負担行為担当官である会計担当参事官の決裁を経て予定価格が決定された。

会計課は、電通から8月1日付けで見積書を徴取した。その金額は、 で決定

された予定価格の範囲内であった。

会計課の担当者は、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約で電通と契約をすることについての伺いを契約書案、仕様書案等を添付して8月1日付けで起案し、会計担当参事官及び会計課長の決裁を受けた。

会計課の担当者は、支出負担行為決議書を8月1日付けで起案した。そして、支出官である会計課長の確認、支出負担行為担当官である会計担当参事官の決定を経て、同日付けで、会計担当参事官と電通との間で契約書が作成された。

しかし、内閣府及び電通から説明を聴取するなどしたところ、実際は表3に示すとおりであったと認められた。

表3 契約手続の流れ（平成13年度後期）

番号	契約手続	決裁文書等上の日付	実際の時期
	実施についての伺いの起案	13年7月11日	13年7月11日
	企画競争の説明会の実施	13年7月23日	13年7月23日
	企画書等に関する説明の聴取	13年7月30日	13年7月30日
	予定価格の決定	13年8月1日	13年9月以降
	見積書の徴取	13年8月1日	13年度後期のタウンミーティングの終了（13年11月18日）後
	契約をすることについての伺い（仕様書添付）の起案	13年8月1日	13年度後期のタウンミーティングの終了（13年11月18日）後
	支出負担行為決議書の起案、契約書作成の完了	13年8月1日	14年4月頃

このように、13年度においては、電通と随意契約の契約方式により総価契約を事業の実施前に締結したとしているが、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる見積書の徴取、支出負担行為決議書及び契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をして、実際には請負業務を了した後に契約金額を確定させていたと認められた。さらに、支出負担行為決議書、契約書等の日付をさかのぼって記載していたと認められた。

(2) 14年度から18年度までのタウンミーティングの運営に関する請負契約について

ア 契約方式及び契約形態

内閣府では、14年度から18年度までのタウンミーティングの運営に関する請負に



当たり、一般競争の契約方式により、13年度における総価契約と異なり標準的な個々の業務ごとに単価を定める単価契約の契約形態で契約を締結していた。

内閣府では、14年度から一般競争契約とした理由について、13年度にかなりの回数をこなしたことにより運營業務についてのノウハウが蓄積されたことを踏まえ、ある程度定型化した契約を競争入札で行うことが可能となったためであるとしている。

また、内閣府では、14年度から単価契約とした理由については、次のように説明している。

タウンミーティングは、基本的な開催形式が定型化されたものであるが、開催する会場の規模や仕様、出席閣僚等や一般参加者の人数等が毎回異なること

タウンミーティングの各年度の開催回数及び開催場所は、各年度当初にすべて決まっているものではないこと

、 のことから、会場の借上費用、出席閣僚等の対応及び警備に係る人数等が毎回異なるので、タウンミーティング開催に要する費用も毎回異なることとなるが、タウンミーティングに必要な業務ごとに単価を設定するとともに、会場の借上費用等については実費精算とすることで、こうした数量や開催回数の変動に対応できるものとなること

そして、14年度以降のタウンミーティングの実績をみると、後掲「2 (2) 14年度から18年度までのタウンミーティングの運営に関する請負契約について」で記述するとおり、基本的な仕様は定まっていたが、毎回の必要な各項目の員数は異なっている状況となっていた。

#### イ 仕様書の作成、予定価格の算定、入札及び落札者の決定

内閣府では、契約に当たり、請負内容を特定する仕様書の作成、予定価格の算定、入札及び落札者の決定について、次のように行っていた。

タウンミーティング開催1回当たりが必要となる標準的な個々の業務（受付や警備員の配置、ハイヤーの手配、パンフレットの作成印刷等）と各業務ごとに要する標準的な数量（以下「モデル員数」という。）を記載した仕様書を作成する。

仕様書における標準的な個々の業務に対応するモデル員数にその単価を乗ずるなどしてタウンミーティング開催1回当たりの金額の総額について積算した金額を予定価格とする。ただし、会場借上げに要する費用等、契約上実費精算とする業

務については予定価格に含めないなどとする。

仕様書を入札参加者に事前に示して、モデル員数を前提としたタウンミーティング開催1回当たりの金額について入札することを求める。その際、契約上実費精算とする業務については、入札金額に含めないこと、落札者は開札後速やかに各業務ごとの契約単価となる単価を記載した契約単価内訳書を提出することなどをあらかじめ入札参加者に説明する。

タウンミーティング開催1回当たりの金額について最も低い金額を入札した者を落札者と決定する。

なお、14年度以降の各年度の入札者数は、入札状況を記録した書類、入札書等により確認したところ、表4のとおりとなっていた。そして、各年度の入札者のうち、14年度前期、16年度、17年度及び18年度は朝日広告社、14年度後期及び15年度は電通がそれぞれ落札者となっていた。

表4 各年度の入札者数

年 度	14年度		15年度	16年度	17年度	18年度
	前期	後期				
入札者数	8	4	4	5	4	4

注(1) 平成14年度前期の契約期間は14年4月1日から7月31日まで、後期の契約期間は8月1日から15年3月31日までである。

注(2) 18年度は1回目の入札において予定価格を下回る者がいなかったため再度入札を行っており、その際の入札者数は1となっていた。

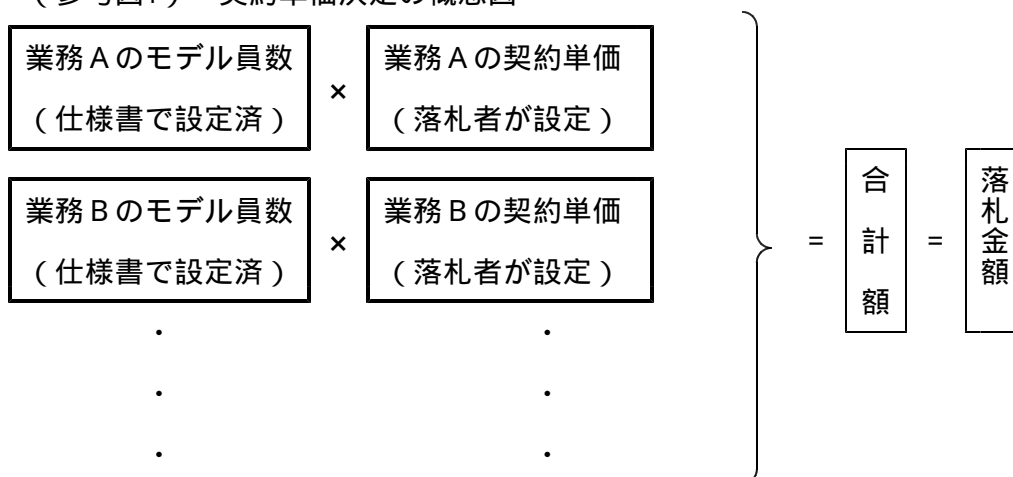
#### ウ 契約単価の決定、契約の締結

内閣府では、契約単価の決定、契約の締結について、次のように行っていた。

落札者は各契約に係る入札説明書に示されたところにより、開札後契約上実費精算とする業務以外の各業務ごとに単価を定めた契約単価内訳書を内閣府に提出する。この契約単価内訳書の提出は開札後速やかに行うこととなっており、謝礼金等の事前に単価が指定された一部の項目を除き、この契約単価内訳書の単価は、仕様書に定められた各業務ごとのモデル員数にこの単価を乗じた合計額が落札金額と一致する範囲内で落札者が自由に設定できるものとなっている。また、一般管理費について、独立した項目は設定されていない。

内閣府は、 により落札者が契約単価内訳書に記載した各業務ごとの単価をもって落札者と単価契約を締結する（参考図1参照）。

(参考図1) 契約単価決定の概念図



仕様書は契約書に付属するものとなるが、仕様書において、仕様書に記載のない事務（以下「追加作業」という。）については、内閣府の指示があった場合には、これに従い、速やかに対応することとし、これに係る費用（以下「追加費用」という。）は別途協議する旨定めていた。

## エ 支払金額の算定

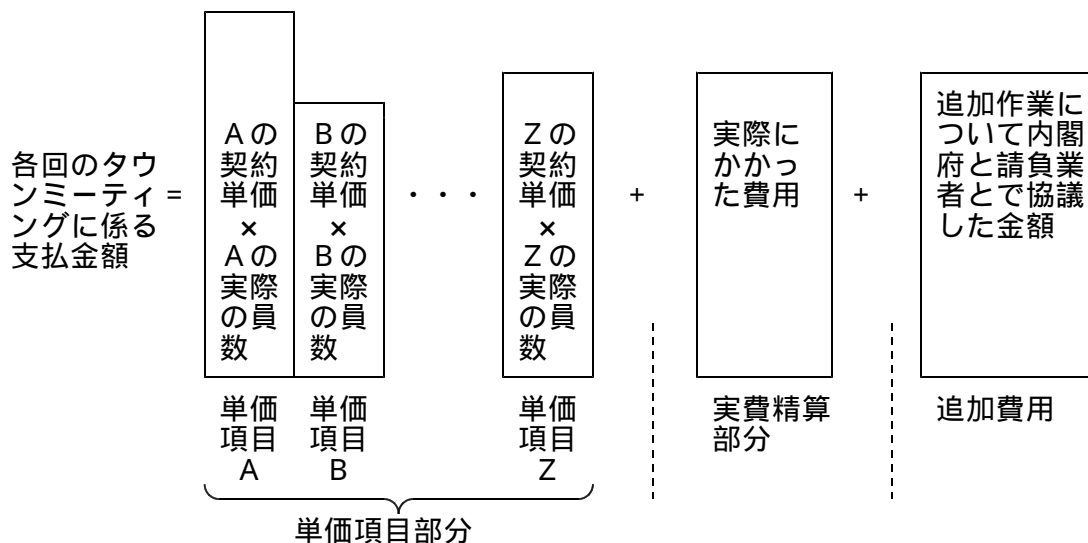
内閣府では、支払金額について、次のように算定していた。

契約単価を設定している項目（以下「単価項目」という。）に係る業務については、モデル員数は仮置きとし、実際のタウンミーティングに当たったの員数は内閣府の指示によるものとされている。そして、実施されたタウンミーティングの実際の員数にそれぞれ契約単価を乗じたものを合計して当該タウンミーティングの単価項目に係る支払金額とする。

会場借上げに要する費用等契約上実費精算とする業務については実費精算を行う。

、 に、追加費用を加えた金額を当該タウンミーティングに係る支払金額とする（参考図2参照）。

(参考図2) 支払金額の概念図



#### オ 契約手続

14年度から18年度までの契約における契約書作成までの事務手続は、関係書類及び内閣府の説明によれば、おおむね、TM室の担当者による仕様書案を添付した実施についての伺いの起案、会計課の担当者による入札実施、入札公告についての伺いの起案、会計担当参事官による入札公告の開始、TM室及び会計課による入札説明会の実施、会計課の担当者による予定価格決定についての伺いの起案、会計課による入札の実施、落札者からの契約単価内訳書の提出、会計課の担当者による契約をすることについての伺いの起案、会計担当参事官と落札者との間で契約書の作成となっている。

そして、各年度の契約手続の日程は決裁文書等の日付によれば、表5のとおりであった。

表5 各年度の契約手続の日程（決裁文書等上）

番号	契約手続	14年度		15年度	16年度	17年度	18年度
		前期	後期				
	実施についての伺いの起案	14. 2.14	14. 7. 5	15. 2.26	16. 1.29	17. 1.19	17.12.26
	入札実施、入札公告についての伺いの起案	14. 2.19	14. 7.11	15. 3. 6	16. 2. 6	17. 1.26	18. 1. 4
	入札公告の開始	14. 2.25	14. 7.12	15. 3. 7	16. 2.17	17. 2. 4	18. 1.10
	入札説明会の実施	実施せず	14. 7.22	15. 3.12	16. 2.20	17. 2.15	18. 1.20
	予定価格決定についての伺いの起案	14. 3. 4	14. 7.23	15. 3.13	16. 2.25	17. 2.21	18. 1.19
	入札の実施	14. 3. 7	14. 7.25	15. 3.17	16. 2.27	17. 2.28	18. 1.27
	契約単価内訳書の提出	14. 3. 7	14. 7.25	15. 3.17	記載なし	記載なし	記載なし
	契約をすることについての伺いの起案	14. 4. 1	14. 7.25	15. 4. 1	16. 4. 1	17. 4. 1	18. 4. 3
	契約書作成の完了	14. 4. 1	14. 7.25	15. 4. 1	16. 4. 1	17. 4. 1	18. 4. 3

しかし、内閣府並びに請負業者である朝日広告社及び電通から説明を聴取するなどしたところ、上記の手続のうち、15年度、17年度及び18年度の以降の手続については、実際は表6のとおりであったと認められた。

表6 平成15年度、17年度及び18年度の契約手続の日程（実際）

番号	契約手続	15年度		17年度		18年度	
		決裁文書等上の日付	実際の時期	決裁文書等上の日付	実際の時期	決裁文書等上の日付	実際の時期
(参考)	入札の実施	15.3.17	15. 3.17	17.2.28	17. 2.28	18.1.27	18. 1.27
(参考)	カンファレンス 初回開催日		15. 4. 5		17. 4. 2		18. 4. 1
	契約単価内訳書の提出	15.3.17	15年5月以降	記載なし	17年7月以降	記載なし	18年4月下旬以降
	契約をすることについての伺いの起案	15.4.1	15年5月以降	17.4.1	17年7月以降	18.4.3	18年4月下旬以降
	契約書作成の完了	15.4.1	15年5月以降	17.4.1	17年7月以降	18.4.3	18年4月下旬以降

このように、15年度においては電通、17年度及び18年度においては朝日広告社と

の間で一般競争の契約方式による単価契約を締結したが、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる落札者が開札後速やかに提出することとなっている契約単価内訳書の受領や契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をしていたり、契約書等の日付をさかのぼって記載したりしていたと認められた。

特に、契約単価内訳書の受領が事業の開始後になっている事態については、14年度以降の本件単価契約における契約単価は、前記のとおり、内閣府が関与することなく落札者が契約単価内訳書に設定した各単価とするとされていること、タウンミーティングのモデル員数は仮置きであり、各タウンミーティングごとの実際の員数は内閣府の指示によることとなっはいるが、後述するように実際の員数とモデル員数との間に大幅なかい離が生じていることから、落札者が、員数の実績を確認した後にモデル員数に比べて実際の員数が大きく増加した項目に高い契約単価を設定することを可能とするものであり、発注者に過大な費用を支払うリスクを生じさせるものであった。

## 2 契約金額、支払金額など契約執行の状況

### (1) 13年度のタウンミーティングの運営に関する請負契約について

#### ア 契約金額

13年度の契約は、随意契約による総価契約であり、契約書、請求書等により確認したところ、その契約金額386,473,217円（前期）及び552,802,943円（後期）は、支払金額（消費税（地方消費税を含む。）を含む。以下同じ。）と同額となっていた。そして、この契約金額は、前記のとおり、支出負担行為決議書の起案が、実際にはタウンミーティングの事業の終了後であったと認められることなどから、請負業務を了した後に確定させていたと認められた。

そして、各契約に係る仕様書は、前記のとおり、実際にはタウンミーティングの事業の終了後に決定されたものであり、内閣府及び電通によれば、請負業務の内容は、内閣府が基本的な事項を指示し、開催の細部については内閣府と電通で適宜打合せを行いながら決定していたとのことであった。

また、予定価格は、前記のとおり、13年度前期はタウンミーティングの事業の開始後に、13年度後期は予定価格調書に記載された日付よりも後に決定されたものであったと認められることなどから、本件2件の契約においてどのような位置付けであ

ったかは明らかでない。なお、この予定価格について内閣府では、他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるとして、公表していない。

その上で、13年度の契約金額に係る予定価格の積算についてみると、単価に関し表7のとおり、旅費、会場費、ISDN工事・通信料及び新聞広告掲載料以外は、すべて契約の相手方である電通又はその再請負先であるA社が作成した人件費等単価表又は人件費等単価証明書が根拠となっており、他の取引の実例価格を調査してそれを考慮することは行われていなかった。

表7 平成13年度の契約金額に係る予定価格の積算項目、積算の根拠

項 目	積 算 の 根 拠	
	13年度前期	13年度後期
1 企画運営費	人件費等単価表(電通・A社)	人件費等単価証明書(電通) 人件費等単価表(A社)
2 全体共通制作費	人件費等単価表(A社)	人件費等単価表(A社)
3 旅費(機材運搬費含む)	内閣府資料、市販の積算資料	内閣府資料、市販の積算資料
4  세미나開催経費		
人件費	人件費等単価表(A社)	(項目なし)
アナライザ-関係費	人件費等単価表(A社)	(項目なし)
映像システム関係費	人件費等単価表(A社)	人件費等単価証明書(電通)
会場費	インターネット情報	インターネット情報
事務局経費	人件費等単価表(電通)、 内閣府資料	人件費等単価証明書(電通)、 人件費等単価表(A社)、 内閣府資料
会場設営費	人件費等単価表(電通)	人件費等単価証明書(電通)
音響照明費	人件費等単価表(電通)	人件費等単価証明書(電通)
運営スタッフ費	人件費等単価表(電通)	人件費等単価証明書(電通)
ISDN工事・通信料	ISDNサービス業者資料	(項目なし)
5 アンケート集計費	人件費等単価表(A社)	人件費等単価表(A社)
6 新聞広告掲載料	平成13年度新聞による政府広報 広告掲載契約の契約単価	平成13年度新聞による政府広報 広告掲載契約の契約単価等
7 ビデオ制作費	人件費等単価表(A社)	(項目なし)
8 一般管理費	1～7までの合計額に所定の率を 乗じたもの	1～5までの合計額に所定の率を 乗じたもの
9 消費税及び地方消費税	3を除く合計額の5%	3及び8を除く合計額の5%

また、13年度の予定価格算定に用いられた単価についてみると、表8のとおり、14年度以降の単価契約において設定されている単価項目とおおむね対応すると思料される項目において、一般競争契約となった14年度以降の契約単価より高額となっていたり、14年度以降には見られない項目に高額な単価が設定されていたりしているものがあつた。

表8 平成13年度の予定価格算定に用いられた単価の例

(単位：円)

13年度の項目	13年度 (注)	14年度		15年度 (契約 単価)	14年度以降の項目
		前期 (契約 単価)	後期 (契約 単価)		
(参考)請負業者	電通	朝日広告社	電通	電通	
受付スタッフ	20,000	20,000	5,000	15,000	一般参加者・マスコミ・関係者受付、配布資料封入
クロークスタッフ	20,000	20,000	5,000	15,000	クローク
ケータリングスタッフ	20,000	20,000	5,000	15,000	出席閣僚等・随行者ケータリング
警備員	45,000	20,000	18,000	25,000	警備員
看板(L)	150,000	190,000	80,000	80,000	ステージ上吊り看板
看板(M)	60,000	100,000	30,000	70,000	場外看板
看板(S)	30,000	6,500	5,000	5,000	会場内案内看板
トランシーバー	20,000	5,600	5,000	10,000	スタッフ場内通信用トランシーバー
弁当(閣僚等)	2,000	2,000	2,000	2,000	出席閣僚等、随行者、コーディネーター、司会者用弁当
局次長	100,000				14年度以降は項目該当なし
部長	70,000				同上

(注) 13年度前期、後期とも同一の単価である。

#### イ 支払金額

##### (ア) 総額及び1回当たりの平均金額

タウンミーティングの運営に関する請負契約について、13年度前期及び後期の契約金額、支払金額及び支払金額のうち14年度以降の契約に含まれていない新聞広告掲載料相当額を除いた金額をそれぞれのタウンミーティングの開催回数で除した1回当たりの平均金額は表9のとおりである。そしてこのうち、1回当たりの平均金額についてみると、13年度前期が2184万余円、後期が1329万余円となっており、前期が後期に比べて800万円以上高額となっており、また、いずれも一般競争契約となった14年度以降の1回当たりの平均金額1008万余円と比べて、高額となっていた。



表9 契約金額及び支払金額（平成13年度）

年度		開催回数 (a)	契約金額 (円)	支払金額 (円)	うち、新聞広告掲載料 相当額を除いた金額 (b)	1回当たりの 平均金額 (b/a)
13 年度	前期	16回	386,473,217	386,473,217	349,559,942	2184万余円
	後期	34回	552,802,943	552,802,943	452,023,365	1329万余円
14～18年度		122回	-	1,230,580,810	1,230,580,810	1008万余円

(イ) 電通からの請求金額

契約書によれば、請負業者は、運營業務が終了し、内閣府の検査が完了した後、代金を内閣府に請求するものとされている。そして、本契約は金額の確定した総価契約であることから、予定回数の変更等の特段の事情がない限り、契約金額と同額の支払が行われることとなり、13年度前期、後期ともに、請負業者である電通から、契約金額と同額の請求書が内閣府に提出されていた。

なお、13年度の契約書では、請負業務の実施に当たって再請負の可否を明記した条項はなく、再請負が行われた場合においても特段の手続きは執られていなかった。

(ウ) 13年度前期と後期の1回当たりの費用の比較

前記のとおり、新聞広告掲載料相当額を除いた支払金額をタウンミーティングの開催回数で除した1回当たりの平均金額について、13年度前期と後期を比較すると前期が800万円以上高額となっていた。

上記について、請求内訳の項目ごとに1回当たりの平均金額を計算すると、表10のとおりとなっており、「全体運営制作費（出張費分除く）」及び「全体運営制作費（出張費分）」について、13年度前期の1回当たりの平均金額が13年度後期をそれぞれ566万余円、110万余円上回っていた。

(注1)

これらは、電通の説明によれば、13年度前期に使用していたアナライザーを後期は使用しなかったことや、前期は舞台上の進行・演出等を重視し演出プロデューサー、舞台監督等の専門スタッフを東京から開催地に派遣していたが、後期は専門スタッフの派遣をなくしたこと、前期は映像システムに係る機材を東京から搬入していたが、後期はこれを開催地で手配することにしたことなどによるとの

ことであった。

(注1) アナライザー 司会の質問に対し、参加者から選択式の回答を押しボタン方式で得るため、テレビのリモコンのような装置を使って回答を収集集計する装置

表10 請求内訳の項目ごとの1回当たりの平均金額（平成13年度）  
（単位：円）

項目	13年度前期の 1回当たりの 平均金額	13年度後期の 1回当たりの 平均金額	差 額
1 事業費			
(1) 企画・運営費	1,798,750	1,339,705	459,045
(2) 出張費	152,238	204,142	51,904
(3) 全体運営制作費(出張費分除く)	6,331,696	667,656	5,664,040
(4) 全体運営制作費(出張費分)	1,127,217	22,786	1,104,431
(5) 全体共通制作物関係費	369,062	145,985	223,077
(6) アンケート集計費	202,500	292,941	90,441
(7) 各地方会場作業費	8,318,237	8,897,348	579,111
(8) タウンミーティングビデオ制作費	753,750	-	753,750
小 計	19,053,451	11,570,566	7,482,885
2 一般管理費	1,905,345	1,157,056	748,289
3 消費税	888,699	567,181	321,518
計	21,847,496	13,294,804	8,552,692

(注) 1回当たりの平均金額は円未満を切り捨てているので、合計しても一致しない。

(2) 14年度から18年度までのタウンミーティングの運営に関する請負契約について

ア 契約金額及び支払金額

14年度から18年度までのタウンミーティングの運営に関する請負契約は、前記「1 (2) ア 契約方式及び契約形態」及び「1 (2) イ 仕様書の作成、予定価格の算定、入札及び落札者の決定」で記述したとおり、落札者は、タウンミーティング1回当たりの金額について入札を行うことにより決定するが、契約形態は単価契約であるため、契約期間中の総額やタウンミーティング1回当たりの金額が契約金額として定められていない。

また、支払金額は、前記のとおり単価項目部分、実費精算部分及び追加費用の合計額となっている。

そこで、契約書、請求書等により、各契約ごとの支払金額を単価項目部分、実費精算部分、請求書において追加費用が明らかとなるよう単価項目とは別に設けられた項目（以下「追加項目」という。）の部分に分類して整理し、また、支払金額と請負業者が落札したタウンミーティング1回当たりの価格に開催回数に乗じた金額を比

較すると、表11のとおり、14年度前期を除き入札の対象となった単価項目部分の支払金額が落札価格に開催回数に乗じて得た金額よりも多額となるなどの状況となっていた。

表11 支払金額（平成14年度以降）

（単位：回、円）

年度	開催回数	支払金額			落札価格(上段)		
		うち単価項目部分	うち追加項目部分	うち実費精算部分	落札価格×開催回数(下段)		
14年度	前期	11	79,114,457	63,970,907	0	15,143,550	6,892,180 75,813,980
	後期	15	114,296,212	92,047,675	0	22,248,537	4,982,650 74,739,750
15年度	28	297,112,917	230,059,964	0	67,052,953	5,824,750 163,093,000	
16年度	26	242,186,845	153,352,619	36,420,268	52,413,958	4,669,750 121,413,500	
17年度	23	295,540,185	204,158,939	33,229,494	58,151,752	4,559,500 104,868,500	
18年度	19	202,330,194	118,323,453	35,614,687	48,392,054	4,879,750 92,715,250	

注(1) 落札価格は、落札金額に謝礼金を除き100分の105を乗じた金額である。ただし、14年度前期は実費精算部分も含めて入札しているが、表中の金額は、落札価格のうち、単価項目に係る部分の金額である。

注(2) 14年度前期及び17年度は、落札者決定後に単価項目の追加が行われているが、表中の金額は、当該追加を反映した後の金額である。

注(3) 14年度前期の参加者募集チラシはモデル員数が仕様書において示されていないことから、14年度後期以降と同様の1,000枚として計算した。

注(4) 17年度の支払金額には、タウンミーティングの延期により生じた費用が含まれている。

14年度以降の各契約においては、モデル員数を前提とした単価項目部分のみについて入札を行い契約の相手方を決定することとしていることから、追加費用については競争の原理が機能しておらず、また、入札は各単価項目ごとに定められたモデル員数を前提として行われていることから、モデル員数と支払の対象となった員数（以下「精算員数」という。）との間に大幅なかい離が生じた場合には、結果として最も経済的に事業を行う業者が選定されなくなるおそれもある。

そこで、単価項目部分の支払金額についてモデル員数による支払金額と員数の増加による支払金額とに分け、また、各契約に係る支払金額には次回の契約期間中に実施されるタウンミーティングの準備に係るものも含まれていることなどから必要

な調整を行った上で、実費精算部分を除いた支払金額の構成についてみると、表12のとおりとなっていた。

表12 実費精算部分を除いた支払金額の構成（平成14年度以降）

（上段：構成比率、下段：支払金額）

年度		モデル員数による 単価項目部分の支 払金額	員数の増加による 単価項目部分の支 払金額	追加費用の支払金 額
14 年 度	前期	(118.5%) 75,813,980円	( 18.5%) 11,843,073円	( - ) 0円
	後期	(84.7%) 74,739,750円	(15.2%) 13,424,080円	( - ) 0円
15年度		(70.5%) 163,093,000円	(21.2%) 49,161,274円	(8.1%) 18,873,225円
16年度		(63.7%) 121,413,500円	(17.1%) 32,565,370円	(19.1%) 36,420,268円
17年度		(48.4%) 104,868,500円	(26.3%) 56,905,478円	(25.2%) 54,561,662円
18年度		(55.8%) 92,715,250円	(22.7%) 37,784,633円	(21.4%) 35,614,687円

注(1) モデル員数による単価項目部分の支払金額は、表11の「落札価格×開催回数」の金額と同額である。

注(2) 員数の増加による単価項目部分の支払金額は、精算員数がモデル員数に比べ少なかった場合はマイナスで集計しており、増減を合算した増額分である。

注(3) 各契約に係る支払金額に含まれている次回の契約期間中に実施されるタウンミーティングの準備に係る支払金額は、次回の契約に係る支払金額として集計している。

注(4) 17年度の支払金額に含まれているタウンミーティングの延期により生じた費用は、分析から除外している。

注(5) 後掲「オ(イ)bハイヤー等以外の追加費用の単価項目への上乗せについて」の15年度及び17年度において請負業者が追加作業を単価項目の員数に上乗せして請求を行った金額は、追加費用の支払金額として集計している。

注(6) ハイヤー等については後掲「オ(イ)aハイヤー等の員数の上乗せについて」の事態も含め、単価項目部分の支払金額として集計している。

上表によれば、員数の増加による単価項目部分の支払金額は14年度後期以降、追加費用の支払金額は16年度以降において、それぞれ相当な割合（前者は15.2%～26.3%、後者は19.1%～25.2%）を占めている。

このようにモデル員数と精算員数との間に大幅な乖離が生じている状態は、最も経済的に事業を行う業者が選定されなくなるおそれがあると認められ、また、追加費用の支払金額については、前記のとおり競争の原理が機能していないことから、事前に実施が予想される項目についてできる限り事前に仕様書に反映させ、入札の対象とする必要があると認められた。

なお、14年度から18年度までにおけるタウンミーティングの開催日、開催地、名称・テーマ、参加者数、単価項目部分、追加項目部分、実費精算部分ごとの開催費用等を請負業者から内閣府に提出された請求書等に基づいて、各回ごとに整理すると巻末の別表3のとおりである。

#### イ 仕様書

前記のとおり、内閣府は、タウンミーティング開催1回あたりに必要となる標準的な個々の業務と各業務ごとのモデル員数を仕様書に記載している。そして、内閣府ではモデル員数を前提としてタウンミーティング開催1回あたりの金額の総額について、予定価格を算定するとともに入札を行い契約の相手方を決定している。

各年度の仕様書について、14年度から18年度までにおける各業務の内容がどのように記述されているかを各年度別に比較して整理すると巻末の別表4のとおりである。そのうち、18年度のものの概要を例として示すと、表13のとおりとなっている。

表13 仕様書に記載されている業務等の概要（平成18年度の例）

1 前提条件	(1) 開催スケジュール	4月から今年度末までに25回程度開催予定。 外
	(2) 1回当たり開催規模	定員500名の会場を借上げ。 外
	(3) 1回当たり出席閣僚等関係	出席閣僚等は、3名(閣僚2名、副大臣1名or民間人有識者1名)。 外
	(4) 各開催のスケジュール	会場設営は開催日の前日より開始。 開催日は土曜日又は日曜日、実施時間は午後2時から午後4時の2時間。 外
2 1回当たり実施事務	(1) 会場借上げ関係	主会場（500名収容）(1室) 出席閣僚等控室(30名収容)(1室) 託児室(未就学児5名程度収容)(1室) 外
	(2) 開催当日の動員関係	出席閣僚等送迎対応（空港(又は駅)での閣僚等お迎え・お見送り、会場まで誘導）(3名)  会場内での出席閣僚等対応(会場出入口でのお迎え・お見送り、閣僚控室まで誘導、出席閣僚等の個別担当、ハイヤー・駐車場管理)(3名)  会場受付業務(一般参加者・スポンサー・関係者受付・グッズ、配布資料封入)(13名)  会場内整理業務(場内整理、事務補助、会場発言者マイク係)(10名) 警備員(10名) 外
	(3) ハイヤー借上げ関係	ハイヤー(3台) 外 (注)閣僚等が使用するハイヤーの車種については、安全面を考慮すること。 外
	(4) 会場設営、記者会見場設営関係	舞台(1式) 照明・音響(1式) 託児室の設置（保育士の雇用、ベビーベッド・遊具等の設置を含む）(1式) 外
	(5) 中継カメラ周辺機材関係	カメラ周辺機材(1式) 外
	(6) 企画・調整関係	開催会場候補リストの作成(1式) 運営マニュアル(当日の事務作業・留意事項等の一切を取りまとめたもの)作成(1式) 開催地警察との事前調整 内閣府(内閣府の指定する業者等を含む。)との事前調整(作成した資料及び補助業務に関する報告を含む。) 外
	(7) 備品等	パンフレット作成・印刷(600枚) 外
	(8) ケータリング関係	出席閣僚等、随行者、コディネーター、司会者用弁当(15個) 外
	(9) 民間人有識者等謝礼金、交通費等	民間人有識者謝礼金 外
	(10) 参加者募集関係	参加者募集用ポスター作成・印刷(100枚) ポスター・チラシ梱包発送 外
	(11) 議事録等記録関係	タウニング当日議事概要(タウニング(記者会見除く)終了後30分以内に電子媒体で原案納品)(1式) 外
	(12) 事前参加申込・タウニングサポーター関係	タウニング開催決定後における事前申込者・タウニングサポーターへの案内状の作成・送付(100通) 外
3 指定単価	コディネーターへの謝礼金は50,000円とする。 民間人有識者謝礼金は30,000円とする。 依頼登壇者謝礼金等及びその他協力者謝礼金等については、20,000円、5,000円とする。 外	
4 注意事項	上記員数は仮置きとし、内閣府の指示により行うものとする。 会場借上及び民間人有識者交通費、ポスター・チラシ梱包は、実費精算する。 本仕様書に記載のない事務についても、内閣府の指示があった場合には、これに従い、速やかに対応すること。ただし、費用は別途協議する。 外	

表13のうち、「2 1回当たり実施事務」についてみると、記載されている業務には、

「出席閣僚等送迎対応」のようにモデル員数が人数等で示されている項目と、「運営マニュアル作成」のようにモデル員数が1式とされている項目と、「内閣府との事前調整」のように仕様書にはモデル員数が記載されていないが入札時の説明書に添付された契約単価内訳書の様式においてモデル員数が1式とされている項目とがある。

そして、員数を式数で設定しているもののうち、「内閣府との事前調整」の項目のように対象となる作業の内容が示されていなかったり、「託児室の設置」の項目のように保育士の雇用、ベビーベッド・遊具等の設置を含む旨の説明はあるがどのような場合に員数を増加させるかの説明がなかったりしているなど、単価設定の前提となる条件が明確ではない項目も見受けられた。

内閣府では、この仕様書は、14年度前期は、13年度のタウンミーティングの開催を担当したTM室の主担当等からの聴取等を基に、タウンミーティングの開催に係る業務とそれに係る員数等がタウンミーティング開催1回当たりの標準的なモデルとなるようにTM室で作成したとしている。そして14年度後期以降は、毎年、それぞれの前回の契約時に作成した仕様書を基にして、TM室室員の意見等を聴取して業務を追加、削除するなどして見直しを行ったとしている。このうち、開催当日の動員関係の16年度と17年度の仕様書を比較すると、表14のとおりとなっている。

表14 仕様書の見直しの例（平成16年度と17年度の開催当日の動員関係）

16年度		17年度	
業務	員数	業務	員数
空港（又は駅）での閣僚等お迎え・お見送り、ハイヤーまで誘導	3名	出席閣僚等送迎対応（空港（又は駅）での閣僚等お迎え・お見送り、会場まで誘導）	4名
会場出入口でのお迎え・お見送り、エレベーターまで誘導、ハイヤー・駐車場管理	3名	会場内での出席閣僚等対応（会場出入口でのお迎え・お見送り、閣僚控室まで誘導、出席閣僚等の個別担当、ハイヤー・駐車場管理）	4名
エレベーター手動	2名	出席閣僚等への送迎・閣僚控室内対応の事務補助要員	2名
エレベーターから控室まで誘導	2名	出席閣僚等・随行者ケータリング	3名
各出席閣僚等の個別担当	5名	会場受付業務（一般参加者・マスコミ・関係者受付・クローク、配布資料封入（パンフレット（1枚もの）・会場アンケート（1枚もの）・会場内注意事項（1枚もの）・一般参加者用筆記用具（ボールペン等）（600セット）	13名
閣僚控室内の連絡要員	3名	会場内整理業務（場内整理、事務補助、会場発言者マイク係）	10名
出席閣僚等・随行者ケータリング	3名	警備員	10名
一般参加者・マスコミ・関係者受付、配布資料封入（パンフレット（1枚もの）・会場アンケート（1枚もの）・会場内注意事項（1枚もの）・一般参加者用筆記用具（ボールペン等）（600セット）	10名	コーディネーター	1名
クローク	5名	手話通訳者	3名
場内整理、事務補助	10名		
会場発言者マイク係	3名	計	50名
警備員	10名		
コーディネーター	1名		
司会者	1名		
手話通訳者	3名		
計	64名		

しかし、14年度から18年度までの各年度の契約において、次の事例のように、モデル員数と精算員数との間に継続的に後者が前者を上回るなど相当の乖離が生じている状況となっていた。

< 事例1 >

「警備員」のモデル員数は、平成14年度前期から18年度まですべて10名であった。しかし、精算員数は、14年度前期から18年度まで各回の平均で、順に、9.6名、26.3名、26.9名、15.0名、18.0名、17.3名となっていた。

なお、警備員の配置人員については、請負業者の説明によると、主に会場の規模や構造により変動し、地元警察との調整において、追加的な配置について指導を受ける場合もあったとのことであった。

運営マニュアルに記載された具体的な警備員の配置計画について一例を示すと表15のとおりである。



表15 警備員の配置計画の概要（例）

場外警備	一般道	警備1	・配置位置より閣僚車両を確認でき次第、警備2へ連絡 ・不審者、妨害者の取り締まり(横断幕、ビラを持っている人等を発見した場合、責任者へ連絡)
	1階荷捌駐車場入口	警備2	・警備1より連絡を受け次第、荷捌入口での一般車両の駐車場への進行を一時停止させ、閣僚車両を円滑に進行するよう誘導
	B2地下駐車場ゴミ処理室前	警備3	・閣僚車両が円滑に進行するよう一般車両の交通整理
場内警備	B2地下駐車場Bブロック荷捌場	警備4	・地下駐車場の閣僚車両到着・出発付近の警備 ・不審者、妨害者の取り締まり(横断幕、ビラを持っている人等を発見した場合、責任者へ連絡)
		警備5	・基本的には警備4と連動するが、閣僚到着～出発の間は閣僚駐車場の誘導及び警備 他の階・会議室からの進入を禁止
	5階閣僚専用5・6エレベーター前	警備6	・閣僚エレベーター移動時の警備、非常階段警備及びカード式施錠開閉業務
	5階閣僚専用15・16エレベーター前	警備7	・閣僚エレベーター移動時、関係者以外の進入を禁止(参加証、館職員の確認) 他フロアからの進入を禁止
	5階閣僚導線スペース・ステーション前	警備8・9	・関係者以外の進入を禁止(参加証、館職員の確認) 一般参加者の進入を禁止
	5階非常扉前(ステージ下手側)	警備10	・関係者以外の進入を禁止(参加証、館職員の確認) 一般参加者の進入を禁止
	5階連絡ブリッジ前	警備11	・ブリッジ進入禁止(参加証、館職員の確認)
	6階閣僚専用5・6エレベーター前	警備12	・閣僚エレベーター使用時の警備、及び関係者以外の進入を禁止(参加証、館職員の確認)
	6階閣僚専用15・16エレベーター前	警備13	・閣僚エレベーター移動時、関係者以外の進入を禁止(参加証、館職員の確認) 他フロアからの進入を禁止
	金属探知機前	警備14・15 (女性) 警備16・17	・金属探知機の運営を行う ・金属探知機1機につき男性1名(通過案内) + 女性1名(手荷物用、反応した方への対応)計2名
	ホール内 (タウンミーティング時)	警備18・19	・出席閣僚の護衛(ステージへの飛び込み防止)
警備20・21		・不審者、妨害者の取り締まりを客席後方より警備	
ホール内 (記者会見時)	警備20・21	・会見中の閣僚、及び参列関係者の護衛 ・野次、不規則発言に関しては、妨害対応担当者が受付で配布した注意書きを見せ、1回目の警告、2回目警告は退場となる旨警告。退去を求める場合は、自主的な退去を促すが、従わない場合は警備員が誘導スタッフと連携して退場させる ・暴力行為が発生した場合は、内閣府の要請にもとづき、場内配置の警察が出動 ・横断幕やビラは即座に退去を求める 警備18・19・20・21はホール内に配置、有事の対応時にはすぐ警備14と連携し対応(警備14は会場内中央扉裏でスタンバイ)	

< 事例2 >

「会場内案内看板」のモデル員数は、平成14年度前期から18年度まですべて20枚であった。しかし、精算員数は、14年度前期から18年度まで各回の平均で、順

(注2)  
に、31.8枚、21.8枚、26.8枚、28.4枚、31.4枚、32.5枚となっていた。

<事例3>

「スタッフ場内通信用トランシーバー」のモデル員数は、平成14年度前期から18年度まですべて10台であった。しかし、精算員数は、14年度前期から18年度まで各回の平均で、順に、10.0台、29.1台、32.4台、24.4台、26.0台、26.3台となっていた。

<事例4>

「参加者募集用チラシ作成・印刷」のモデル員数は、平成14年度後期から18年度まですべて1,000枚であった。しかし、精算員数は、14年度前期から18年度まで各回の平均で、順に、1,427.2枚、3,873.3枚、3,667.8枚、6,906.2枚、6,648.6枚、6,647.3枚となっていた。

なお、特にチラシの新聞折込を行った場合など、大量の枚数を印刷した場合に、実際の枚数に契約単価を乗ずると非常に多額になることから、請負業者が実際に要した費用を勘案して実際の枚数に契約単価を乗じた金額よりも割り引いた金額を精算金額とする場合が生じており、上記の精算員数は、そのような場合に支払の対象とした金額を契約単価で割り戻した数で算定している。

例えば、17年度に東京都千代田区で行われた第148回のタウンミーティング（この回の請求金額は13,816,960円）において、請負業者の朝日広告社は、折込チラシ577,650枚を含め、582,920枚のチラシの作成・印刷を行っており、この枚数に17年度の1枚当たりの契約単価120円を乗ずると、この項目の請求金額が6900万円以上の金額となるが、朝日広告社では、請求員数を1式とし、請求金額を2,800,000円（消費税を除く。）として請求を行っていた。

そして、このような請求を行った理由は、朝日広告社によれば、大幅に想定枚数を超える枚数の指示があった場合、契約単価で請求すると非常に多額の請求となることから内閣府に相談したところ、自主減額した請求金額で請求するよう指示を受けたとのことであった。

<事例5>

「エレベーター手動」のモデル員数は、平成14年度前期から16年度まですべて2名であった。しかし、精算員数は、14年度前期から16年度まで各回の平均で、順

に、0.8名、0.6名、1.2名、1.4名となっていた。なお、この項目は、17年度からは設けられなくなっている。

#### < 事例6 >

「場内整理、事務補助」及び「会場発言者マイク係」のモデル員数は、平成14年度前期から16年度までそれぞれすべて10名及び3名であった。そして、その精算員数は14年度前期から15年度までは各回の平均で、順に8.7名及び2.5名、11.5名及び3.5名、<sup>(注2)</sup>12.2名及び4.0名であったが、16年度は17.1名及び7.0名と急増していた。

そして、上記の両項目を整理して17年度から設けられた「会場内整理業務」のモデル員数は17、18両年度とも10名であったが、17、18両年度の精算員数は各回の平均で24.2名及び15.0名であった。

なお、これらの員数が増加する理由は、16年度以降の請負業者である朝日広告社によれば、16年度になってからTM室の主担当からリハーサルをきちんと実施するよう指示されたため前日にもリハーサルを実施するようになり、その人員についても、仕様書上明記されていないが、タウンミーティング当日の請求人員に含めて請求することとしたとのことであった。

(注2) 追加作業をしたことによる上乘せ員数(後掲オ(イ)参照)を控除した後の平均値である。

#### ウ 予定価格

予定価格は、前記のとおり、基本的に、タウンミーティング開催1回当たりの費用のうち実費精算とする項目以外についての合計額となっており、予定価格の算定に必要なタウンミーティング開催1回当たりの各項目及びその員数は、TM室が仕様書で設定した業務及びモデル員数によっている。

そして、内閣府では、各年度の予定価格は、各業務ごとに算出した単価に、モデル員数を乗じて合計するなどして算定している。なお、この予定価格について内閣府では、他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるとして、公表していない。

また、予定価格の算定方法を各年度ごとについてみると、次のようになっていた。

##### (ア) 14年度前期の契約

一般競争契約を最初に導入した14年度前期は、当初の契約において予定価格算定のための単価を設定した74の項目のうち、「クローク」、「警備員」、「場外看板」

など54の項目において、13年度の請負業者である電通及びその再請負先であるA社の人件費等単価証明書に記載された単価に一定の割引率を乗ずるなどしてそれぞれの予定価格算定のための単価を算出し、これにモデル員数を乗ずるなどして予定価格を算定していた。

そして、内閣府では、単価については、14年度から一般競争契約となり競争原理が働くこと、また、電通等からの人件費等単価証明書に記載された単価に一定の割引率を乗ずることにより、適正な単価を設定したとして、他の取引の実例価格を調査してそれを考慮することは行っていなかった。

また、一般管理費は、会場借上げ関係費など契約上実費精算となっている部分も含めた金額の合計に一定の率を乗じて算出している。

(イ) 14年度後期、15年度及び16年度の契約

14年度後期においては、基本的に、その直近の契約に当たる14年度前期の各項目の契約単価を該当する項目の予定価格算定のための単価として、これにモデル員数を乗ずるなどして予定価格を算定していた。

そして、15、16両年度は、基本的にそれぞれ直近の契約時の予定価格算定時に用いた単価にモデル員数を乗ずるなどして予定価格を算定していた。そのため、14年度後期から16年度までの予定価格は基本的にいずれも14年度前期の契約単価を用いて算定する結果となっていた。

これについて内閣府では、当時の物価変動幅が極めて小幅だったことから、14年度前期の契約単価を採用することが適当であると総合的に判断したとして、他の取引の実例価格を調査してそれを考慮することは行っていなかった。

(ウ) 17年度及び18年度の契約

17、18両年度は、それまでの各年度における契約単価にばらつきが見受けられており、基本的に、直近3契約分の契約単価を平均して予定価格算定のための単価を算出し、これにモデル員数を乗ずるなどして予定価格を算定していた。そして、他の取引の実例価格を調査してそれを考慮することは行っていなかった。

予決令第80条第2項の規定によれば、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、数量の多寡等を考慮して適正に定めなければならないとされている。しかし、本件では、前記のとおりモデル員数と精算員数との間に継続的に後者が前者を上回るなど相当のかい離が生じていたり、単価が他の取引の実

例価格を調査してそれを考慮したものとはなっていないかたりしている状況となっていた。

## エ 契約単価

14年度以降の契約においては、前記のとおり、落札者は開札後速やかにあらかじめ仕様書に示されたモデル員数にそれぞれ単価を乗じた合計額が落札金額と一致する範囲内で自由に単価を設定した契約単価内訳書を提出することとされ、契約単価は、この契約単価内訳書に記載された単価を用いることとなっていて、内閣府が関与することなく落札者が決定する仕組みとなっていた。

そして、単価項目及び契約単価の14年度以降の推移について、契約書等により確認したところ、次の事例のように、16年度までにおいて単独で項目を設定することが疑問である項目が見受けられた。

### <事例7>

平成14年度から16年度までの契約において、「空港（又は駅）での閣僚送迎等」、「会場における送迎等」、「エレベーター手動」、「エレベーターから控室まで誘導」の項目が設けられているが、これらは、それぞれ独立して単価項目を設けることの必要性が乏しいと思料された。

そして、次の事例のように、特に16年度までにおいて契約単価が大幅に変動しているものが見受けられた。また、一般管理費についてみると、契約単価内訳書には独立した項目が設定されていないことなどから、どの単価項目にどの程度一般管理費が計上されているか不明となっていた。

### <事例8>

「会場発言者マイク係」のモデル員数は、平成14年度から16年度まですべて3名であった。そして、この項目の契約単価は14年度から16年度までの間で、5,000円から20,000円までと大きく変動していた。

### <事例9>

「内閣府との事前調整」は、仕様書において対象となる作業の内容が示されていない。そして、この項目の契約単価は平成14年度から18年度までの間で、200,000円から940,900円までと大きく変動していた。

このような契約単価の決定方法の下では、ある単価を高額に設定した場合、他の単価が低額に設定されることとなることから、ある特定の単価が高額であることが

直ちに支払金額の総額の増加となるものではない。しかし、内閣府が関与することなく落札者が契約単価を決定する方法は、落札者が予定価格算定に用いた単価よりも大幅に高い契約単価を設定した項目について精算員数が増加した場合に、当初の想定より大幅に高い費用を負担するリスクを内閣府が負うこととなる。

そして、モデル員数に比べて精算員数が多くなると予想される項目について、落札者がその項目の単価を意図的に高額に設定するおそれも生じ得ることから、モデル員数の正確な予測が一層重要であるが、前記「イ 仕様書」で記述したとおり、モデル員数と精算員数との間に継続的に後者が前者を上回るなど相当の乖離が生じている状況となっていた。

単価項目及び契約単価の14年度から18年度までの各年度ごとの推移については、巻末の別表5のとおりである。

## オ 精算

### (ア) 員数の指示等の記録について

単価項目については、契約書付属の仕様書に記載されているモデル員数は仮置きであって、実際のタウンミーティングに当たっての員数は内閣府の指示によるものとされている。また、契約書付属の仕様書において、追加作業についても、内閣府の指示があった場合には、これに従い、速やかに対応することとされ、追加費用は別途協議することとされている。そして、この単価項目に係る業務についての員数の指示や、追加作業を行わせる内閣府の指示がどのように行われているか検査したところ、請負業者に対する指示は適宜口頭で、あるいは打合せを経るなどして伝えられているとしているが、これらの指示を後日の精算に用いるために取りまとめて記録したものは作成されていなかった。なお、当日の事務作業予定等を取りまとめたものとしてタウンミーティングの実施のために請負業者が事前に作成する運営マニュアルがあるが、これは精算のために作成されるものではなく、また、運営マニュアルの作成後内閣府が追加指示を行っていることなどから、運営マニュアルの記載内容が単価項目に対応していなかったり、内閣府の指示をすべて反映したものとなっていなかったりして、員数等の指示の事後的な確認のために使用できるものとはなっていなかった。

また、追加費用については、内閣府と請負業者の間で別途協議することとされているが、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法、請求に当たって

付すべき資料等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録はほとんどの場合において作成されていなかった。

(イ) 単価項目の員数について

単価項目について、精算員数が本来精算されるべき員数と異なっているものの有無について検査した。そして、前記(ア)で記述したとおり、員数の指示について後日の精算に用いるために取りまとめて記録したものがなかったこと、また、請負業者が保管している再請負先からの請求書についても、請負業者の説明によれば、再請負先の請求上の員数は請負先と再請負先との交渉の過程で再請負先が実際に調達した員数と異なったものとなる場合があるとのことなどから、検査に当たっては、精算員数に不自然な点がないかに着眼したり、請負業者から当時の請求の実態について事情を聴取したりしながら確認を行った。その結果、次のa、b、cの事態が見受けられた。

a ハイヤー等の員数の上乘せについて

表16のとおり、ハイヤー及び閣僚使用車の伴走車（以下「ハイヤー等」という。）の精算台数が運営マニュアルに添付されている閣僚等の行程表又は再請負先からの請求書により確認できた台数と異なっている事態（これに係る精算金額8,413,100円（消費税を除く。以下(イ)において同じ。））が43回のタウンミーティングにおいて見受けられた。

表16 ハイヤー等の台数について  
(朝日広告社分)

(単位：台、円)

回	開催地	精算台数		閣僚等の行程表等による確認台数		開 差		精算金額	再請負先への支払金額	開差に係る精算金額 注(3)
		ハイヤー	伴走車	ハイヤー	伴走車	ハイヤー	伴走車			
59	足利市	1.7	1	1	1	0.7	0	93,100	124,000	30,100
108	津市	5	8	3	3	2	5	310,000	308,190	160,000
111	松山市	6	3	5	2	1	1	240,000	221,850	50,000
112	熊本市	2	2	2	1	0	1	100,000	86,250	20,000
113	新潟市	2	3	2	2	0	1	120,000	93,000	20,000
114	青森市	2	2	1	1	1	1	100,000	60,000	50,000
121	京丹後市	4	2	2	2	2	0	160,000	221,360	60,000
122	鹿児島市	6	1	4	1	2	0	200,000	179,940	60,000
123	千代田区	6	0	3	0	3	0	180,000	125,660	90,000
124	和歌山市	6	1	3	1	3	0	200,000	287,840	90,000
125	別府市	6	1	3	1	3	0	200,000	251,500	90,000
126	神戸市	6	2	2	1	4	1	220,000	126,000	140,000
127	千代田区	6	1	2	1	4	0	200,000	85,360	120,000
128	大垣市	6	1	1	1	5	0	200,000	90,000	150,000
129	高松市	6	1	2	1	4	0	200,000	93,800	120,000
130	千代田区	6	0	0	0	6	0	180,000	0	180,000
131	松江市	4	1	3	1	1	0	140,000	132,500	30,000
132	横浜市	5	2	2	1	3	1	190,000	160,210	110,000
133	大阪市	4	4	2	2	2	2	200,000	180,000	100,000
134	千代田区	1	1	0	1	1	0	50,000	45,000	30,000
135	宇都宮市	7	3	3	1	4	2	270,000	263,200	160,000
136	広島市	7	4	3	1	4	3	290,000	263,200	180,000
137	静岡市	15	6	3	1	12	5	570,000	518,000	460,000
138	札幌市	4	5	1	3	3	2	220,000	218,900	130,000
139	金沢市	8	4	3	1	5	3	320,000	301,400	210,000
141	鹿児島市	4	注(2)	2	1	2	1	160,000	76,000	80,000
142	福岡市	注(2)	注(2)	2	2	2	2	200,000	187,790	100,000
143	八王子市	4	4	3	2	1	2	200,000	155,800	70,000
144	秩父市	8	5	2	2	6	3	340,000	210,900	240,000
145	港区	2	3	1	0	1	3	120,000	35,000	90,000
146	那覇市	3	7	5	2	-2	5	230,000	177,000	40,000
147	京都市	4	3	2	1	2	2	180,000	170,000	100,000
148	千代田区	4	0	2	0	2	0	120,000	100,000	60,000
149	別府市	3	3	2	1	1	2	150,000	140,000	70,000
150	神戸市	3	3	1	1	2	2	150,000	141,650	100,000
151	枚方市	4	5	3	2	1	3	220,000	212,000	90,000
152	仙台市	3	2	2	1	1	1	130,000	99,500	50,000
153	東大阪市	5	5	3	1	2	4	250,000	126,620	140,000
154	大垣市	5	4	3	1	2	3	230,000	225,000	120,000
155	宮崎市	5	3	3	1	2	2	210,000	180,000	100,000
157	千代田区	4	0	2	0	2	0	120,000	90,000	60,000
158	富山市	4	2	2	1	2	1	160,000	128,000	80,000
計	42回	200.7	114	96	50	104.7	64	8,323,100	6,892,420	4,430,100

注(1) 表中の金額は消費税を含まない金額である。

注(2) 追加作業をしたことによる上乘せ員数(後掲b参照)を控除した後の数字である。

注(3) 開差の台数にそれぞれの契約単価を乗じて得た金額である。



(電通分)

(単位：台、円)

回	開催地	精算台数		閣僚等の行程表等による確認台数		開 差		精算金額	再請負先への支払金額	開差に係る精算金額 注(2)
		ハイヤー	伴走車	ハイヤー	伴走車	ハイヤー	伴走車			
79	つくば市	4	1	2	1	2	0	90,000	120,000	40,000

注(1) 表中の金額は消費税を含まない金額である。

注(2) 開差の台数にそれぞれの契約単価を乗じて得た金額である。

上記の精算台数は、請負業者の請求台数のとおりに精算されたものであることから、閣僚等の行程表等に記載されている台数より多い台数を請求書に記載した理由を朝日広告社から聴取したところ、次のように説明があった。

応札した時点で朝日広告社が想定していた配車の条件は、5ナンバー車で最寄りの空港（又は駅）からタウンミーティング会場への単純往復であったところ、TM室の主担当から、3ナンバー車のハイヤーを手配すること、閣僚等の行程に合わせ前日等からの手配や視察等の遠距離移動がある場合でも対応することを指示されたほか、ハイヤー等を現地で調達できず遠方から調達した場合も生じていた。

により要した経費の請求に関し、内閣府に相談したところ、TM室の会計担当から契約単価で割り戻して台数を計上するよう指示され、所要経費に一般管理費を加えた金額を契約単価で割り戻して精算台数を算出した。

一方、内閣府に対しても上記に関し事情を聴取したところ、上記 に関しては確認できないとの説明があった。

そして、朝日広告社が前記の42回分のハイヤー等の調達に関し、ハイヤー等の調達を行った再請負先に支払った金額は、再請負先から朝日広告社への請求書により確認したところ、前記表16（朝日広告社分）のとおり計6,892,420円となっていたが、内閣府と朝日広告社との間で、どのような協議を経て表16（同）に記載された精算台数（これに係る精算金額計8,323,100円）となったかについては、書面による記録がないなどのため、確認できず、その妥当性について検証することは困難な状況であった。

また、電通から閣僚等の行程表等に記載されている台数より多い台数を請求書に記載した理由を聴取したところ、次のように説明があった。

ハイヤー等の調達に関し、仕様書では「閣僚等の行き空港（又は駅）到着から、帰りの空港（又は駅）到着まで、常時直ちに利用可能な状態としておくこと」となっているところ、登壇者2名について、自宅から会場の往復で手配した。

により要した経費の請求に関し内閣府と交渉した結果、ハイヤーの精算台数を4台とすることを認められた。

一方、内閣府に対しても上記に関し事情を聴取したところ、上記 に関しては確認できないとの説明があった。

そして、電通が上記のハイヤー等の調達に関し、ハイヤー等の調達を行った再請負先に支払った金額は、再請負先から電通への請求書により確認したところ、その額は前記表16（電通分）のとおり120,000円となっていたが、内閣府と電通との間で、どのような協議を経て表16（同）に記載された精算台数（これに係る精算金額90,000円）となったかについては、書面による記録がないなどのため、確認できず、その妥当性について検証することは困難な状況であった。

このように、ハイヤー等については、契約単価の中で行うべき業務と追加作業の区別が明確でなかったり、請負業者が追加作業として行った事務が、請求書において追加項目として明示されず、単価項目の員数に上乘せすることにより請求、精算が行われ、追加費用が明確となくなったりしていた事態が見受けられた。

このような事態が生じていたのは、内閣府において、各契約の仕様書でハイヤー等については「ハイヤー及び伴走車は閣僚等の行き空港（又は駅）到着から、帰りの空港（又は駅）到着まで、常時直ちに利用可能な状態としておくこと」と定めてはいたが、その車格や標準的な移動距離等を仕様書において明示していなかったこと、追加費用の算定方法等を明確にしていなかったこと、追加費用を追加項目で請求することを明示していなかったことなどによると認められた。

b ハイヤー等以外の追加費用の単価項目への上乗せについて

上記a以外で本来精算されるべき員数と異なった員数で精算されていた単価項目の有無について、電通及び朝日広告社に対し当時の事情を聴取するなどして検査した。その結果、両社の説明等によれば、電通では15年度の15回、朝日広

告社では17年度の11回のタウンミーティングにおいて、いずれも追加作業が、追加項目として明示されず、単価項目の員数に上乘せした請求が行われ、それに沿って精算が行われていた。追加作業及び内閣府への請求の状況を年度別、回別に整理すると巻末の別表6のとおりであり、上乘せして請求した金額は合計40,710,500円となっていた。

上記の事態についても、前記のハイヤー等の場合と同様に、追加費用が明確とならなくなっていたものである。

また、内閣府が支払った費用の妥当性については、内閣府の員数の指示及び追加作業の指示を後日の精算に用いるために取りまとめて記録したものがないことや、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録がないことなどから、検証することは困難な状況であった。

c 員数が式数で設定されている単価項目の精算が統一的な方法により行われていないものについて

仕様書において員数を式数で設定しているもののうち、上記bで記述した追加費用が上乘せされていたものを除き、複数式による精算があった項目としては、検査したところ、「託児室」「プロジェクター」「進行台本作成」「タウンミーティング当日議事概要」等が見受けられた。

このうち、「託児室」及び「タウンミーティング当日議事概要」について、次のように式数の算定方法が仕様書等において明確に示されておらず、統一的な方法で精算が行われていない事態が見受けられた。

(a) 託児室について

託児室については、各年度の仕様書において、未就学児5名程度収容の部屋を1室借り上げることとされており、その部屋の借上げに要する費用自体は他の会場借上げに関する費用と併せて実費精算することとされている。

一方、保育士の雇用、ベビーベッド・遊具等の設置を含む託児室の設置（それらの機材等に関する準備、運搬、搬入、設置、当日の調整・操作、片付け、撤去等一切の作業を含む。）に関する費用は、別途独立の項目が設けられ、毎回の契約において、1式当たりの契約単価が定められているが、どのような場合に式数を増加させるかなど、式数の算定方法については明確に示さ

れていなかった。

そして、託児室の精算員数についてみると、複数式で精算が行われたタウンミーティングが表17のとおり見受けられた。

表17 複数式の計上（託児室）

項 目 \ 年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
精算員数が複数式となっていた回数（回）	0	1	12	10	3
複数式の精算により増加した金額（円）	0	50,000	1,080,000	560,000	280,000

複数式の請求を行った理由は、請負業者の説明によれば、15年度の請負業者である電通では、託児希望者が会場借上げに関し仕様書に記載された5名を超え、これに対応するためとのことであり、また、16年度から18年度までの請負業者である朝日広告社では、手配した保育士・介護士等の派遣した人数をもって式数としたとのことであった。

なお、内閣府では、18年度の第4回（全体では159回）以降のタウンミーティングに係る分について、精算を行う際には、事前に託児室の利用を希望する者5名を1式として複数式の請求を認めることとした。

(b) タウンミーティング当日議事概要について

タウンミーティング当日議事概要については、15年度以降の各年度の仕様書において、タウンミーティング（記者会見を除く。）終了後30分以内に電子媒体で原案を納品することとされており、毎回の契約において、1式当たりの契約単価が定められているが、どのような場合に式数を増加させるかなど、式数の算定方法については明確に示されていなかった。

そして、タウンミーティング当日議事概要の精算員数についてみると、前記「b ハイヤー等以外の追加費用の単価項目への上乗せについて」で記述した追加費用がタウンミーティング当日議事概要の項目の員数に上乗せされていたものを除き、複数式で精算が行われたタウンミーティングが、表18のとおり見受けられた。

表18 複数式の計上（タウンミーティング当日議事概要）

項目	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
精算員数が複数式となっていた回数（回）	-	0	0	12	3
複数式の精算により増加した金額（円）	-	0	0	390,000	90,000

複数式の請求を行った理由は、16年度以降の請負業者である朝日広告社の説明によれば、タウンミーティング当日議事概要に更なる精度と速さを求められたため、ライターを2名に増員し、これにより2式として請求したなどとのことであった。

一方、電通が請負業者となった15年度においては、タウンミーティング当日議事概要の精算員数はすべて1式であり、これに関し電通の説明によれば、ライターが2名いた場合もあったがその人数にかかわらず、常に1式で請求を行っていたとのことであった。

なお、内閣府では、18年度の第4回（全体では159回）以降のタウンミーティングに係る分について、精算を行う際には、タウンミーティング当日議事概要については複数式の請求は認めていない。

(ウ) 追加項目について

追加費用について、単価項目の員数に上乘せして精算を行っていた事態については前記のとおりであるが、多くの場合追加費用は、請求書において、追加項目として明示されて請求されている。

そして、追加項目として明示されている追加費用は16年度以降の各年度において表19のとおり見受けられ、これらの金額、内容等について検査したところ、各年度ごとに次のようになっていた。

表19 追加項目として明示されている追加費用

年度	回数	請負業者から内閣府への請求金額（円）	内閣府から請負業者への支払金額（円）
16年度	26	36,420,268	36,420,268
17年度	12	33,229,494	33,229,494
18年度	19	52,184,400	35,614,687

a 16年度

16年度は、26回の開催すべてで請求書に追加項目が計上されており、その総額は3642万余円となっていた。そして、内閣府では、請負業者の朝日広告社からの請求金額と同額の支払を行っていた。

また、請求書に計上されていた追加項目は、各回ごとに「追加展示施工・運営費」、「追加運営項目関係費」等が設定されていた。

そして、各回の請求書には、追加項目の内訳が記載されている請求明細書が添付されていたことから、これにより追加項目の内訳をみると、「追加展示施工・運営費」には、タウンミーティングの開催が100回を突破したことを記念して作成されたCD-ROMを来場者が閲覧することができるコーナーの設置等に係る費用や、「追加運営項目関係費」には、閣僚の導線の確保や閣僚控室に必要な備品類の調達等に係る費用が計上されていた。

しかし、追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめて記録したものがなく、また、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録もなかった。

また、各回の請求書には、前記の請求明細書のほか、内閣府の指示により、朝日広告社の再請負先のB社から朝日広告社あての「領収明細証明書」も添付されていた。そして、この「領収明細証明書」に記載された金額は、朝日広告社から内閣府への請求書及び請求明細書に記載された金額と一致していたが、朝日広告社に保存されていたB社から朝日広告社への請求書及び朝日広告社の説明によると追加作業に関し朝日広告社からB社に支払った金額は2396万余円となっていて、上記の金額と一致していなかった。

上記について事例を示すと次のとおりである。

#### < 事例10 >

平成16年度に京都府京丹後市で行われた第121回タウンミーティングにおいて、請負業者の朝日広告は、「追加展示施工・運営費」として1,345,800円及び「追加運営項目関係費」として468,100円、計1,813,900円（消費税を除く。以下事例10において同じ。）を、追加項目として明示して内閣府に請求していた。

そして、請求書に添付された朝日広告社からの請求明細書によれば、「追加

展示施工・運営費」の内訳は、プラズマディスプレイ、展示パネル等を内容とする「100回記念CD-ROM閲覧コーナー」として682,000円、展示パネルを内容とする「構造改革パネルコーナー」として180,000円、プラズマディスプレイ等を内容とする「国土交通省コーナー」として352,000円、「設置・撤去・運搬」として131,800円となっていた。また、「追加運営項目関係費」の内訳は、前日準備スタッフ人件費等を内容とする「運営関係」として228,150円、VTR用再生機材等を内容とする「映像関係」として221,000円、設営物配送費を内容とする「配送関係」として18,950円となっていた。

そして、請求書には朝日広告社の再請負先のB社から朝日広告社あての「領収明細証明書」も添付されており、その「領収明細証明書」に記載された金額は、朝日広告社から内閣府への請求書及び請求明細書に計上された金額と一致していた。

一方、朝日広告社に保存されていたB社から朝日広告社への請求書及び朝日広告社の説明によると追加作業に関し朝日広告社からB社に支払った金額は、1,213,780円となっていた。

b 17年度

17年度においては、当初の11回の開催は、追加費用を単価項目の員数に上乘せした請求が行われていたことから追加項目として請求されているものはなかったが、その後の12回の開催すべてで請求書に追加項目が計上されており、その総額は3322万余円となっていた。そして、内閣府では、請負業者の朝日広告社からの請求金額と同額の支払を行っていた。

また、追加項目として、16年度と同様に「追加展示施工・運営費」、「追加運営項目関係費」等の項目が設定されていた。

しかし、17年度についても16年度と同様、追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめて記録したものがなく、また、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録もほとんどの場合においてなかった。

なお、17年度においては、各回の請求書に朝日広告社の再請負先のB社から朝日広告社あての「領収明細証明書」は添付されていなかった。

c 18年度

18年度は、19回の開催すべてで、16、17両年度と同様に「追加展示施工・運営費」、「追加運営項目関係費」等の追加項目が設定されており、これらに係る請求金額は5218万余円となっていた。しかし、内閣府では、18年度の第4回（全体では159回）以降の追加項目については、員数は運営マニュアル等を通じた内閣府の指示・承諾の有無や機器・設備配置状況等が分かる資料により確認することとし、その価格（単価）については再請負先の会社が朝日広告社にあてた請求書等により確認して、実費精算を行うなどとして査定したことから、支払金額は3561万余円となっていた。

なお、内閣府が上記の査定に用いたB社から朝日広告社あての「ご請求明細書」等と朝日広告社に保存されていたB社から朝日広告社への請求書は異なったものであり、当該請求書及び朝日広告社の説明によると追加作業に関し朝日広告社からB社に支払った金額は3425万余円となっていた。

上記のとおり、追加項目として明示されている追加費用は16年度以降多額に上っているが、内閣府が支払った費用の妥当性については、各年度とも追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめて記録したものがなく、また、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録もほとんどの場合においてないことなどから、検証することは困難な状況であった。

カ 18年度の第4回以降に実施されたタウンミーティングに係る精算

内閣府では、タウンミーティングの運営に関し、国会等において様々な問題点が指摘されたことにかんがみ、18年11月14日にタウンミーティング調査委員会を設置した。同委員会は、13年6月から18年9月までに実施されたタウンミーティングについて調査を行い、18年12月13日に調査報告書を公表した。

内閣府では、上記の調査報告書において精算業務の適正化に向けた措置を速やかに講じるよう指摘されたことなどを踏まえ、同調査報告書公表時に未精算であった18年度の第4回以降のタウンミーティング16回分の精算に当たっては、員数、金額等について、運営マニュアル等を通じた内閣府の指示の有無や実際に施工した再請負先の会社から朝日広告社にあてた請求書等の客観的資料を基に裏付け・確認されるものをもって、厳格に精算を行うこととした。



そして、例えばハイヤー等については、朝日広告社を通じて、実際に配車したハイヤー会社から朝日広告社の再請負先の会社への請求書を特に徴取し、それにより実費精算を行ったり、また、追加費用については、再請負先の会社が朝日広告社にあてた請求書を徴取して、それにより実費精算を行ったりなどして、請求金額211,359,064円に対して178,968,739円を支払っていた。

### (3) 謝礼金について

13年度から18年度までのタウンミーティングの開催に当たり、民間人有識者等に対し謝礼金を支払っているものがある。この謝礼金の支払状況について検査したところ、次のようになっていた。

#### ア 13年度における謝礼金の支払

13年度においては、電通から内閣府に提出された請求明細書に、各回の開催ごとに「出演者謝礼」という項目があり、その総額は計11,719,287円（1回の開催で最高908,166円、最低118,000円、平均約23万円。消費税を除く。以下(3)において同じ。）であった。

また、どのように「出演者謝礼」の算定を行ったかについては、請負業者である電通の説明によれば、各地方新聞社等が登壇者、コーディネーター、司会者、手話通訳者等に関し支払った費用を集計するなどしたものであった。

#### イ 14年度以降における謝礼金の支払

仕様書及び契約単価内訳書では、民間人有識者等に対する謝礼金については内閣府が指定した単価が契約単価となっていて、その金額は「民間人有識者謝礼金」は30,000円、「依頼登壇者謝礼金等」は20,000円、「その他の協力者謝礼金等」は5,000円であった。

そして、その支払状況を領収書等により確認したところ、表20のとおりとなっていた。

表20 謝礼金支払状況

年度		民間人有識者謝礼金(30,000円)		依頼登壇者謝礼金等(20,000円)		その他の協力者謝礼金等(5,000円)		合計	
14年度	前期	9名	270,000円	5名	100,000円	29名	145,000円	43名	515,000円
	後期	16名	480,000円	4名	80,000円	13名	65,000円	33名	625,000円
15年度		26名	780,000円	1名	20,000円	15名	75,000円	42名	875,000円
16年度		36名	1,080,000円	-	-	8名	40,000円	44名	1,120,000円
17年度		30名	900,000円	-	-	-	-	30名	900,000円
18年度		31名	930,000円	-	-	-	-	31名	930,000円
合計		148名	4,440,000円	10名	200,000円	65名	325,000円	223名	4,965,000円

また、14年度以降の謝礼金の支払状況を上記に加え、民間人有識者等への交通費等並びにコーディネーター、司会者及び手話通訳者に係る支払金額を含めて13年度の「出演者謝礼」と比較した1回当たりの平均金額は表21のとおりとなっていた。

表21 謝礼金等支払状況

年度		支払金額	回数	1回当たり平均金額
13年度	前期	4,378,298円	16回	273,643円
	後期	7,340,989円	34回	215,911円
14年度	前期	1,940,040円	11回	176,367円
	後期	2,000,960円	15回	133,397円
15年度		5,480,700円	28回	195,739円
16年度		6,908,850円	26回	265,725円
17年度		5,275,860円	23回	229,385円
18年度		4,587,420円	19回	241,443円

(注) 平成17年度の支払金額には、タウンミーティングの延期により生じた費用が含まれている。

### 3 会計事務処理の状況

#### (1) 会計事務処理の体制等について

##### ア 会計事務職員の配置状況

タウンミーティングの運営に関する請負契約について、関係する主な会計事務職

員の配置状況は表22のとおりとなっていた。

表22 会計事務職員の配置状況

会計事務職員	任命されている職員
支出負担行為担当官	会計担当参事官
官署支出官	会計課長
支出負担行為担当官の代行機関	会計課総括課長補佐
官署支出官の代行機関	会計課調査官
検査職員	会計課契約第1担当補佐
監督職員	会計課契約第1、2係長

支出負担行為担当官の事務のうち、電気、ガス及び水道の使用料、放送受信料等に係る事務を始めとする14項目の事務については、会計課総括課長補佐が内部委任により代行機関としてその処理を行っている。この中には、締結された単価契約に基づいて行う事務が含まれており、14年度以降のタウンミーティングの運営に関する請負契約に係る支出負担行為に関する事務の一部は、この代行機関が行っている。

また、タウンミーティングの運営に関する請負契約に係る監督に関する事務については、13年度は会計課契約第1係長が、14年度以降は同第2係長が支出負担行為担当官の補助者として任命されその事務を行うこととされており、同契約に係る検査に関する事務については、会計課契約第1担当補佐が支出負担行為担当官の補助者として任命されその事務を行っている。

官署支出官の事務のうち、上記の代行機関が行う支出負担行為の確認及び支出の決定に関する事務については、会計課調査官が内部委任により代行機関とされ、その処理を行っている。

#### イ TM室の組織及び業務

内閣府では、タウンミーティングの運営に関する事務を行うため、「タウンミーティング担当室の設置に関する訓令」(平成13年内閣府訓令第62号)に基づき、内閣府大臣官房にTM室を設置した。TM室は室長以下十数名程度の職員によって構成されていたが、初代を除き室長は内閣府大臣官房政府広報室長との兼務となっているほか、室員の多くは内閣府大臣官房他課との併任職員又は他省庁からの出向職員となっていた。

TM室の業務は、主として各省庁からの出向職員が実施する主担当業務と、内閣府大臣官房との併任職員等が実施する会計担当等の業務がある。このうち会計担当

業務は、タウンミーティング実施に係る予算管理及び請負業者から内閣府に提出された請求書の一次的な審査等を担当するものであり、おおむね会計課との併任職員1名を充てていた。

また、TM室は18年12月16日に廃止され、その後は、政府広報室がそれまでTM室で行っていた請求書の一次的な審査を行った。

#### ウ タウンミーティング実施に係る会計事務処理の流れ

タウンミーティング実施に係る会計事務処理の流れは次のようになっていた。

##### (ア) 13年度の事務処理

13年度の会計事務処理のうち請負契約締結に至るまでの流れについては、前記「1 (1) イ 契約手続」で記述したとおりである。

また、その後の支払については、13年度前期は14年4月10日、後期は同月25日に行われていた。

##### (イ) 14年度以降の事務処理

14年度以降の会計事務処理のうち請負契約締結に至るまでの流れについては、前記「1 (2) オ 契約手続」で記述したとおりである。

また、タウンミーティングの実施から支払までの流れは、次のようになっていた。

TM室職員の立会いの下、タウンミーティングを実施する。

検査職員である会計課の契約第1担当補佐が、TM室の確認者（主担当）の確認に基づき給付の完了の確認を行う。

請負業者からTM室の会計担当に請求書が提出され、会計担当はこれを審査する。

請求書がTM室から会計課に回付され、検査職員である同課の契約第1担当補佐が検査調書に押印し、契約、審査、出納担当がTM室での審査を経た請求書の審査を行う。

請求書等に基づき、代行機関である会計課総括課長補佐が支出負担行為を行うとともに、代行機関である会計課調査官が支出負担行為を確認し、併せて支出決定をする。

このようにタウンミーティングの企画、実施等についてはTM室が行い、予定価格の算定や契約の手続などの会計事務処理については会計課が行っているが、会計

課の職員がタウンミーティングの開催現場へ赴いて確認を行うことは実務上困難であるとして、14年度以降の実質的な給付の完了の確認はT M室の主担当に、また、各年度の請求書の一次的な審査はT M室の会計担当にそれぞれ委ねている状況となっていた。

(2) 契約締結の事務処理、給付の完了の確認、請求書の審査等について

ア 13年度の契約に係る手続

13年度の契約については、前記「1 (1) イ 契約手続」で記述したとおり、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる見積書の徴取、支出負担行為決議書及び契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をして、実際には請負業務を了した後に契約金額を確定させていたと認められた。さらに、支出負担行為決議書、契約書等の日付をさかのぼって記載していたと認められた。

イ 14年度から18年度までの契約に係る手続

15年度、17年度及び18年度の契約については、前記「1 (2) オ 契約手続」で記述したとおり、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる落札者が開札後速やかに提出することとなっている契約単価内訳書の受領や契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をしていたり、契約書等の日付をさかのぼって記載したりしていたと認められた。

特に、契約単価内訳書の受領が事業の開始後になっている事態については、落札者が、員数の実績を確認した後にモデル員数に比べて実際の員数が大きく増加した項目に高い契約単価を設定することを可能とするものであり、発注者に過大な費用を支払うリスクを生じさせるものであった。

ウ 員数の指示等の記録

前記「2 (2) オ (ア) 員数の指示等の記録について」で記述したとおり、14年度以降の単価契約において、単価項目に係る業務についての員数の指示や追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめた記録が作成されておらず、また、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録がほとんどの場合において作成されていなかった。

エ 給付の完了の確認

14年度以降は単価契約であるため、その支払に当たっては実際に要した員数等の

確認が極めて重要である。そこで、内閣府における員数等の確認の方法について確認したところ、員数の確認を含む給付の完了の確認をするための検査は、支出負担行為担当官の補助者である会計課の職員が検査職員として行うこととされているものの、この検査職員は、個々のタウンミーティングについて実際に現地に赴くことは実務上困難であるとして、TM室の主担当を確認者として契約業務の履行の確認を行わせ、その確認をもって給付の完了を確認したものとしていた。

そして、この確認者である主担当がどのように実際の員数等を確認していたかについては、内閣府の説明によると、主担当はタウンミーティングの開催時においてはその運営に注力しており、主としてタウンミーティングの円滑な開催に支障はないかという点から会場の設営状況やスタッフの配置状況等を目視で確認していたものの、多岐にわたる単価項目について精算事務を念頭に置いた正確な員数等の確認の実施は困難であり、また、十分に行われていなかった。そして、員数等の確認についての書面による記録も作成されていなかった。

#### オ 請求書の審査

内閣府の説明によると、請求は、まず仮の請求書が請負業者からTM室の会計担当へ提出され、その審査を経た後に正式の請求書を受領し、その後会計課の職員による審査が行われていた。

しかし、14年度以降の単価契約については、前記ウで記述したとおり単価項目に係る業務についての員数の指示や追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめた記録が作成されていなかったこと、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録がほとんどの場合において作成されていなかったこと、また、前記エで記述したとおり員数等の確認についての書面による記録も作成されていなかったことなどから、TM室の会計担当も会計課も、請求書に記載された個々の員数等を的確に審査することができない状況となっていた。

そして、内閣府の説明によると、TM室の会計担当においては、主として、一般常識的な多寡の判断や自らが取り扱った過去の事例などに照らして異常値がないかといった点からの審査を行い、また、会計課においては、員数の確認についてはTM室が行うものであるとの認識の下、請求書を仕様書に照らして生じた疑問点について、TM室の会計担当に確認を行った上で、旅費計算や請求書のチェックを行っ

ていた。

#### カ 請求書の日付等

請負業者からの請求書に日付が記載されているかについて確認したところ、16年度までは記載されていなかった。また、17年度からは記載されていたが、内閣府及び朝日広告社の説明によると、18年度の第3回までのタウンミーティングに係る請求書の日付は、朝日広告社が記載したものではなく、内閣府が記載したものであった。これについて、内閣府は、17年8月に「契約業務等に係る改善措置」(大臣官房長決定)を発し、請求書は請求日の記載されたものとするとしている。

また、14年度以降の単価契約においては、契約において開催1回ごとに精算することとしていることから、実際の支払の時期について確認したところ、表23のとおりとなっていた。

表23 支払の時期(平成14年度以降)

年度	開催回	開催月日	支払年月日	支払金額(円)	
14年度	前期	53	4月20日	14年 9月11日	7,811,587
		54	5月11日	14年10月 8日	8,888,983
		55～58	5月25日～6月15日	14年12月 4日	28,199,857
	後期	59、60	6月29日、30日	14年12月10日	14,265,023
		61、62	7月13日、20日	14年12月 4日	12,720,665
		63	7月27日	15年 2月21日	7,228,342
		64～78	9月14日～3月16日	15年 4月25日	110,109,125
	79の準備経費	-	15年 4月25日	4,187,087	
15年度	79～98	4月 5日～9月13日	16年 4月26日	215,761,316	
	99～106	11月30日～3月28日	16年 4月27日	78,285,061	
	107～109の準備経費	-	16年 4月27日	3,066,540	
16年度	107～109	4月 3日～4月17日	17年 4月 4日	21,658,312	
	110～115	5月15日～6月20日	17年 4月14日	50,151,589	
	116～132	8月22日～3月27日	17年 4月25日	168,186,885	
	133～136の準備経費	-	17年 4月26日	2,190,059	
17年度	133～135	4月 2日～4月17日	17年12月22日	30,508,592	
	136、137	4月24日、6月11日	18年 1月25日	19,978,839	
	138～143	6月18日～7月30日	18年 3月 9日	76,582,733	
	144～155	8月25日～3月25日	18年 4月26日	150,654,349	
	156～158の準備経費等	-	18年 4月26日	17,815,672	
18年度	156～158	4月 1日～4月23日	18年10月18日	23,361,455	
	159～174	5月14日～9月 2日	19年 4月25日	178,968,739	

#### キ 内部監査の実施状況等

内閣府の所掌に係る会計の監査は、内閣府本府組織令(平成12年政令第245号)に

基づき会計課が行うこととされている。

内閣府では、14年度以前の会計経理については、通常の支出負担行為決議書等の決裁の過程で会計課の経理担当者が行う確認行為等をもって会計経理に関する監査としていて、監査の結果を記録した報告書も作成されていなかった。そして、会計経理に関する監査を充実させるため、16年7月に会計事務監査実施要領（内閣府大臣官房会計課長決定）を制定し、15年度の会計経理に関する監査から同要領に基づく会計事務監査を実施している。会計事務監査は、書面監査と実地監査があり、書面監査については、会計経理の監査を所掌事務とする会計課決算係の3名の職員を中心に行われ、また、実地監査については、会計課長が命ずる会計課所属の職員をもって組織された監査班（監査を担当する職員を含む班長ほか若干名で構成）によって行われており、これらを内部監査として位置付けている。

そして、内部監査の実施に当たっては、毎年定められる実施方針に従い、監査マニュアルを参考として、書面監査を行い、問題点を整理した上で各部局への実地監査を行っている。監査マニュアルの中ではチェックポイント等として、例えば、業務現場の実態等を踏まえた適切な仕様書となっているか、支出処理の際、支出決定決議書、契約関係書類、請求書等を照合し、書類の具備の確認、請求に対する調査や審査は十分に行われているか、請求書の日付の漏れや支払に極端な遅れはないかなどの点が挙げられている。

15年度から17年度までの会計経理に関する内部監査の実施状況をみると、実地監査は延べ72人日となっていた。この内部監査の結果については、会計事務監査報告書の中で、会計事務に関して重大な法令違反等は見受けられず、全体としては良好に会計事務が執行されているなどと評価されており、タウンミーティングの請負契約に係る会計経理については、特に個別に取り上げられていなかった。

上記について、内閣府では、監査が書類上の形式的なものにとどまっていたためとしている。

また、内部牽制についても、結果的に前記ア、イで記述したとおり契約書の日付をさかのぼって記載するなどの不適切な処理を防止することができなかった。

### 第3 検査の結果に対する所見

ア 会計検査院は、平成13年度から18年度までの間に内閣府が実施したタウンミーティ



ングの運営に関する請負契約について、参議院からの要請に基づき、3項目に関して検査を実施した。

これらの検査結果は、次のとおりである。

(ア) 契約方法、契約手続などの状況

a 13年度の契約について

13年度前期においては、緊急にタウンミーティングの開催準備に取り掛かる必要があることなどから一定の実績のある電通と随意契約の契約方式により、また、13年度後期においては運營業務に関する知見がTM室に十分蓄積されておらず直ちに運營業務を定型化して競争に付すことができなかつたことから企画競争を行った後にその評価が最上位であった電通と随意契約の契約方式により、いずれも総価契約を締結していた。

そして、上記の契約については、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる見積書の徴取、支出負担行為決議書及び契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をして、実際には請負業務を了した後に契約金額を確定させていたと認められた。さらに、支出負担行為決議書、契約書等の日付をさかのぼって記載していたと認められた。

b 14年度以降の契約について

14年度以降においては、13年度にかなりの回数をこなしたことにより運營業務についてのノウハウが蓄積されたことを踏まえ、ある程度定型化した契約を競争入札で行うことが可能となったとして、一般競争により各年度のタウンミーティング開催1回当たりの金額について最も低い金額を入札したものを落札者とする事とし、14年度前期、16年度、17年度及び18年度は朝日広告社、14年度後期及び15年度は電通が落札者となっていた。

そして、その契約形態は、タウンミーティングの基本的な開催形式は定型化されたものであるが、出席閣僚等の対応及び警備に係る人数等が毎回異なりそれに対応するために、標準的な個々の業務ごとに単価を定める単価契約としていた。

このうち、15年度の電通、17年度及び18年度の朝日広告社との契約において、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる落札者が開札後速やかに提出することとなっている契約単価内訳書の受領や契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をしていたり、契約書等の日付をさかのぼって記載したりして

いたと認められた。

特に、契約単価内訳書の受領が事業の開始後になっている事態については、落札者が、員数の実績を確認した後にモデル員数に比べて実際の員数が大きく増加した項目に高い契約単価を設定することを可能とするものであり、発注者に過大な費用を支払うリスクを生じさせるものであった。

(1) 契約金額、支払金額など契約執行の状況

a 13年度の契約の契約金額、支払金額等について

13年度の契約は、随意契約による総価契約であり、契約金額は支払金額と同額となっていた。そして、この契約金額は、支出負担行為決議書の起案が、実際にはタウンミーティングの事業の終了後であったと認められることなどから、請負業務を了した後に確定させていたと認められた。

各契約に係る仕様書は、実際にはタウンミーティングの事業の終了後に決定されたものであった。

予定価格は、13年度前期はタウンミーティングの事業の開始後に、後期は予定価格調書に記載された日付よりも後に決定されたものであったほか、単価に関し、多くの項目で電通又はその再請負先が作成した資料が根拠となっており、他の取引の実例価格を調査してそれを考慮することは行われていなかった。また、14年度以降の単価契約において設定されている単価項目とおおむね対応すると思料される項目において、一般競争契約となった14年度以降の契約単価より高額となっているものがあるなどしていた。

また、支払金額については、13年度の1回当たりの平均金額は一般競争契約となった14年度以降に比べて高額となっていた。

b 14年度以降の契約の契約金額及び支払金額について

14年度以降の契約の契約形態は、単価契約であるため、契約期間中の総額やタウンミーティング1回当たりの金額が契約金額として定められていない。

支払金額は、14年度前期を除き入札の対象となった単価項目部分の支払金額が落札価格に開催回数に乗じて得た金額よりも多額となるなどの状況となっていた。

また、員数の増加による単価項目部分の支払金額は14年度後期以降、追加費用の支払金額は16年度以降において、それぞれ相当な割合を占めていた。

c 14年度以降の契約の仕様書について

14年度以降の契約の仕様書について、対象となる作業の内容やどのような場合に員数を増加させるかの説明がないなど、単価設定の前提となる条件が明確ではない項目があったり、モデル員数と精算員数との間に継続的に後者が前者を上回るなど相当の乖離が生じていたりしていた。

d 14年度以降の契約の予定価格について

モデル員数と精算員数との間に継続的に後者が前者を上回るなど相当の乖離が生じていたり、単価が他の取引の実例価格を調査してそれを考慮したものとはなっていなかったりしていた。

e 14年度以降の契約の契約単価について

落札者は開札後速やかにあらかじめ仕様書に示されたモデル員数にそれぞれ単価を乗じた合計額が落札金額と一致する範囲内で自由に単価を設定した契約単価内訳書を提出することとされ、契約単価は、この契約単価内訳書に記載された単価を用いることとなっていて、内閣府が関与することなく落札者が決定する仕組みとなっていた。そして、16年度までにおいて単独で項目を設定することが疑問である項目が見受けられたり、特に16年度までにおいて契約単価が大幅に変動しているものが見受けられたりしていた。また、一般管理費についてみると、契約単価内訳書には独立した項目が設定されていないことなどから、どの単価項目にどの程度一般管理費が計上されているか不明となっていた。

このような契約単価の決定方法の下では、ある単価を高額に設定した場合、他の単価が低額に設定されることとなることから、ある特定の単価が高額であることが直ちに支払金額の総額の増加となるものではない。しかし、内閣府が関与することなく落札者が契約単価を決定する方法は、落札者が予定価格算定に用いた単価よりも大幅に高い契約単価を設定した項目について精算員数が増加した場合に、当初の想定より大幅に高い費用を負担するリスクを内閣府が負うこととなる。

f 14年度以降の契約に係る精算について

(a) 単価項目に係る業務についての員数の指示や、追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめて記録したものは作成されておらず、また、別途協議することとされている追加費用について、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法、請求に当たって付すべき資料等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録がほとんど

どの場合において作成されていなかった。

- (b) 契約単価の中で行うべき業務と追加作業の区別が明確でなかったり、請負業者が追加作業として行った事務が、請求書において追加項目として明示されず、単価項目の員数に上乘せすることにより請求、精算が行われ、追加費用が明確とならなくなったりしていた事態が見受けられた。
- (c) 員数が式数で設定されている単価項目について、式数の算定方法が仕様書等において明確に示されておらず、統一的な方法で精算が行われていない事態が見受けられた。
- (d) 内閣府では、タウンミーティング調査委員会の調査報告書において、精算業務の適正化に向けた措置を速やかに講じるよう指摘されたことなどを踏まえ、同調査報告書公表時に未精算であった18年度のタウンミーティング16回分の精算に当たっては、員数、金額等について、客観的資料を基に裏付け・確認されるものをもって、厳格に精算を行うこととし、実費精算を行うなどしていた。

(ウ) 会計事務処理の状況

a 契約に係る手続について

前記(ア)で記述したとおり、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をするなどしていたと認められた。

b 員数の指示等の記録について

前記(イ)f(a)で記述したとおり、単価項目に係る業務についての員数の指示や追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめた記録が作成されておらず、また、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録がほとんどの場合において作成されていなかった。

c 給付の完了の確認について

14年度以降の契約に係る給付の完了の確認をするための検査は、TM室の担当を確認者として契約業務の履行の確認を行わせ、検査職員である会計課の職員はその確認をもって給付の完了を確認したものとしていた。

そして、確認者による正確な員数等の確認は十分に行われておらず、また、員数等の確認についての書面による記録も作成されていなかった。

d 請求書の審査について

14年度以降の契約に係る請求は、まず仮の請求書が請負業者からT M室の会計担当へ提出され、その審査を経た後に正式の請求書を受領し、その後会計課の職員による審査が行われていた。

しかし、請求書の審査は、単価項目に係る業務についての員数の指示や追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめた記録が作成されていなかったこと、追加作業の内容及びこれに係る追加費用の算定方法等について内閣府と請負業者との協議によりどのように決定されたかを示す記録がほとんどの場合において作成されていなかったこと、また、員数等の確認についての書面による記録も作成されていなかったことなどから、T M室の会計担当も会計課も、請求書に記載された個々の員数等を的確に審査することができない状況となっていた。

e 内部監査の実施状況等について

内閣府の所掌に係る会計の監査は、会計課が行うこととされており、会計事務監査実施要領を制定してそれに基づき監査を行い報告書を作成するようになった15年度以降の会計経理に関する会計事務監査報告書によると、会計事務に関して重大な法令違反等は見受けられず、全体としては良好に会計事務が執行されているなどと評価されており、タウンミーティングの請負契約に係る会計経理については、特に個別に取り上げられていなかった。

また、内部牽制についても、結果的に前記(ア)で記述したとおり契約書の日付をさかのぼって記載するなどの不適切な処理を防止することができなかった。

イ 上記の検査の結果を踏まえ、内閣府では、今後の事業の実施に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

(ア) タウンミーティングの運営に関する請負契約の契約手続について、事業の実施を先行させ、契約を確定させるまでに必要となる契約書の作成等の手続を事後的に行う処理をしていたり、契約書等の日付をさかのぼって記載したりしていたと認められたものがあり、このような会計法令に反するなど不適切な処理が繰り返されることのないよう、法令遵守の徹底等の再発防止策を講ずること

(イ) 契約金額、支払金額等について、総価契約を締結した13年度において実際には請負業務を了した後に契約金額を確定させていた事態、単価契約を締結した14年度以

降において、内閣府が関与することなく落札者が契約単価を決定することとしていた事態、単価設定の前提となる条件が仕様書において明確でなかったり、精算員数がモデル員数を継続的に大幅に上回っていたり、請負業者との協議の記録が残されないまま追加費用が多額に発生していたりして落札価格に比べて多額の費用を支払うこととなっていた事態などはコスト意識が十分であったとは認められず、今後、事業が一層経済的に実施されるよう努めること

(ウ) 請負契約の会計事務処理について、単価項目に係る業務についての員数の指示や追加作業を行わせる内閣府の指示を後日の精算に用いるために取りまとめた記録が作成されていなかったこと、また、員数等の確認についての書面による記録も作成されていなかったことなどから、TM室の会計担当も会計課も、請求書に記載された個々の員数等を的確に審査することができない状況となっており、今後の請負契約においては必要な記録の整備等が的確に行われるよう、会計機関が必要な指示や態勢整備を行うこと

以上のとおり報告する。

そして、会計検査院としては、今後とも、同様の請負契約等が適切に実施されているか多角的な観点から引き続き検査していく。

別表1 開催別の詳細(平成13年度)

## 13年度前期

回	開催日	開催地	名 称	参加者数 (人)
1	6月16日	鹿児島県 鹿児島市	タウンミーティング イン 鹿児島	377
2	6月16日	青森県 青森市	タウンミーティング イン 青森	190
3	6月17日	岩手県 滝沢村	タウンミーティング イン 岩手	264
4	6月17日	熊本県 熊本市	タウンミーティング イン 熊本	260
5	6月23日	北海道 虻田町	タウンミーティング イン 北海道(虻田町)	67
6	6月23日	神奈川県 横浜市	タウンミーティング イン 神奈川	671
7	6月24日	北海道 札幌市	タウンミーティング イン 北海道(札幌市)	745
8	6月30日	埼玉県 与野市	タウンミーティング イン 埼玉	467
9	6月30日	高知県 土佐山田町	タウンミーティング イン 高知	376
10	7月1日	徳島県 徳島市 (第2会場)	タウンミーティング イン 徳島	241 194
11	7月7日	愛知県 名古屋市	タウンミーティング イン 愛知	543
12	7月7日	奈良県 橿原市	タウンミーティング イン 奈良	364
13	7月8日	三重県 桑名市	タウンミーティング イン 三重(桑名)	76
14	7月8日	三重県 熊野市	タウンミーティング イン 三重(熊野)	126
15	7月8日	三重県 津市	タウンミーティング イン 三重(津)	149
16	7月8日	岐阜県 大垣市	タウンミーティング イン 岐阜	350

## 13年度後期

回	開催日	開催地	名 称	参加者数 (人)
17	9月8日	群馬県 前橋市	タウンミーティング イン 群馬	554
18	9月9日	栃木県 宇都宮市	タウンミーティング イン 栃木	344
19	9月15日	石川県 金沢市	タウンミーティング イン 石川	332
20	9月15日	岡山県 岡山市	タウンミーティング イン 岡山	283
21	9月16日	福井県 福井市	タウンミーティング イン 福井	303
22	9月16日	兵庫県 神戸市	タウンミーティング イン 兵庫	424
23	9月22日	宮城県 仙台市	タウンミーティング イン 宮城	440
24	9月22日	長崎県 福江市	タウンミーティング イン 長崎	342

回	開催日	開催地	名 称	参加者数 (人)
25	9月23日	福島県 会津若松市	タウンミーティング イン 福島	196
26	9月23日	佐賀県 東与賀町	タウンミーティング イン 佐賀	427
27	9月29日	山口県 山口市	タウンミーティング イン 山口	342
28	9月30日	広島県 広島市	タウンミーティング イン 広島	526
29	10月6日	山梨県 甲府市	タウンミーティング イン 山梨	320
30	10月6日	滋賀県 栗東市	タウンミーティング イン 滋賀	249
31	10月7日	長野県 長野市	タウンミーティング イン 長野	241
32	10月7日	京都府 京都市	タウンミーティング イン 京都	359
33	10月13日	秋田県 秋田市	タウンミーティング イン 秋田	284
34	10月13日	鳥取県 国府町	タウンミーティング イン 鳥取	257
35	10月14日	島根県 松江市	タウンミーティング イン 島根	317
36	10月14日	山形県 山形市	タウンミーティング イン 山形	201
37	10月20日	福岡県 福岡市	タウンミーティング イン 福岡	599
38	10月20日	富山県 富山市	タウンミーティング イン 富山	426
39	10月21日	大分県 別府市	タウンミーティング イン 大分	330
40	10月21日	新潟県 長岡市	タウンミーティング イン 新潟	598
41	10月27日	宮崎県 清武町	タウンミーティング イン 宮崎	477
42	11月3日	香川県 琴平町	タウンミーティング イン 香川	295
43	11月3日	和歌山県 和歌山市	タウンミーティング イン 和歌山	429
44	11月4日	愛媛県 松山市	タウンミーティング イン 愛媛	291
45	11月4日	大阪府 大阪市	タウンミーティング イン 大阪	441
46	11月10日	千葉県 千葉市	タウンミーティング イン 千葉	269
47	11月10日	沖縄県 那覇市	タウンミーティング イン 沖縄	323
48	11月11日	茨城県 水戸市	タウンミーティング イン 茨城	335
49	11月11日	静岡県 静岡市	タウンミーティング イン 静岡	408
50	11月18日	東京都 千代田区	タウンミーティング イン 東京	689

(注) 総価契約のため、開催地別の開催費用は算出できない(開催費用については別表2を参照)。



## 別表2 開催費用内訳(平成13年度)

(前期)

(単位：円)

項 目		電通から内閣府に対する請求金額(注)
1	事業費	340,010,724
	企画・運営費	28,780,000
	出張費	2,435,810
	全体運営制作費(出張費分除く)	101,307,136
	全体運営制作費(出張費分)	18,035,480
	全体共通制作物関係費	5,905,000
	アンケート集計費	3,240,000
	新聞広告掲載料	35,155,500
	各地方会場作業費	133,091,798
	サミティングビデオ制作費	12,060,000
2	一般管理費	30,485,522
3	消費税	15,976,971
	合 計	386,473,217

(後期)

(単位：円)

項 目		電通から内閣府に対する請求金額(注)
1	事業費	489,379,808
	企画・運営費	45,550,000
	出張費	6,940,850
	全体運営制作費(出張費分除く)	22,700,316
	全体運営制作費(出張費分)	774,750
	全体共通制作物関係費	4,963,500
	アンケート集計費	9,960,000
	新聞広告掲載料	95,980,550
	各地方会場作業費	302,509,842
2	一般管理費	39,339,925
3	消費税	24,083,210
	合 計	552,802,943

(注)内閣府の電通に対する支払金額は、電通からの請求金額と同額である。

別表3 開催別の詳細(平成14年度以降)(14年度分)

[14年度前期契約分]

回	開催日	開催地	名称・テーマ	参加者数(人)	開催費用(円)			ハイヤー等(注4)	追加作業を単価項目の員数に上乗せ(注5)	託児室(注6)
					単価項目部分(注1)	追加項目部分(注2)	実費精算部分(注3)			
53	4月20日	大阪府 守口市	雇用創出 タウンミーティング イン 大阪	243	7,811,587	6,648,537	0	1,163,050 190,920		
54	5月11日	福岡県 北九州市	暮らしと改革 タウンミーティング イン 北九州 ～規制改革による暮らしの変化～	285	8,888,983	5,978,707	0	2,910,276 1,296,716		
55	5月25日	兵庫県 南淡町	タウンミーティング イン 南淡 ～地方経済の活性化(第1次産業の進むべき道と交通インフラの活用のあるあり方)～	588	6,761,432	5,272,962	0	1,488,470 0		
56	5月26日	愛知県 名古屋市	元気な中小企業と産業の未来 タウンミーティング イン 名古屋	330	7,426,430	6,204,900	0	1,221,530 325,500		
57	6月8日	山口県 宇部市	元気な中小企業と産業の未来 タウンミーティング イン 山口	384	7,346,430	5,544,610	0	1,801,820 420,750		
58	6月15日	東京都 千代田区	暮らしと改革 タウンミーティング イン 東京	491	6,665,565	6,043,125	0	622,440 622,440		
59	6月29日	栃木県 足利市	タウンミーティング イン 足利 ～地方都市の活性化 (新世紀の地方都市像を探る)～	205	5,366,282	5,042,362	0	323,920 0		
60	6月30日	北海道 札幌市	雇用創出 タウンミーティング イン 札幌	328	8,898,741	6,358,817	0	2,539,924 1,199,184		
61	7月13日	長野県 松本市	暮らしと改革 タウンミーティング イン 松本 ～社会保障制度の充実と居住環境の整備～	442	6,106,820	5,594,840	0	511,980 0		
62	7月20日	青森県 弘前市	人材育成 タウンミーティング イン 青森	222	6,613,845	5,388,375	0	1,225,470 0		
63	7月27日	香川県 高松市	人材育成 タウンミーティング イン 香川 ～子ども・若者との対話～	355	7,228,342	5,893,672	0	1,334,670 305,080		
合 計					79,114,457	63,970,907	0	15,143,550 4,360,590		

[14年度後期契約分]

64	9月14日	新潟県 新潟市	美しく快適な環境 タウンミーティング イン 新潟	382	6,500,877	5,152,910	0	1,347,967 639,633		
65	9月28日	福岡県 福岡市	大学発 タウンミーティング イン 福岡	520	7,589,516	5,948,920	0	1,640,596 472,500		
66	10月19日	兵庫県 尼崎市	タウンミーティング イン 尼崎 ～地域経済活性化のための 中小企業のあり方～	331	5,924,171	4,913,895	0	1,010,276 400,000		
67	11月2日	京都府 京都市	大学発 タウンミーティング イン 京都	338	8,449,645	5,775,780	0	2,673,865 1,937,722		
68	11月3日	東京都 新宿区	タウンミーティング イン 早稲田 ～ワセダ的構造改革～	469	9,545,025	9,230,025	0	315,000 304,500		
69	11月23日	東京都 港区	タウンミーティング イン 三田祭 ～小泉構造改革について語る～	189	4,998,525	4,515,525	0	483,000 472,500		
70	11月24日	高知県 土佐山田町	タウンミーティング イン 高知 ～地方分権時代の環境保全のあり方～	246	7,374,372	6,439,385	0	934,987 119,000		
71	12月1日	奈良県 奈良市	タウンミーティング イン 奈良 ～歴史と伝統を活かしたまちづくり～	449	6,044,647	5,445,930	0	598,717 0		
72	12月15日	大阪府 東大阪市	頑張れ!ものづくり タウンミーティング イン 東大阪	264	5,590,033	4,874,925	0	715,108 0		
73	1月18日	京都府 京都市	未来の日本 財政を考える タウンミーティング イン 京都	416	7,777,592	5,611,165	0	2,166,427 1,350,300		
74	2月16日	岡山県 岡山市	産業の活力 タウンミーティング イン 岡山 ～活力ある民間と個性ある地方が 中心となる経済社会をめざして～	555	8,443,511	5,943,420	0	2,500,091 1,636,950		
75	3月1日	神奈川県 横須賀市	世界の中の日本 タウンミーティング イン 横須賀	561	7,200,426	6,527,780	0	672,646 310,300		
76	3月2日	静岡県 静岡市	暮らしと改革 タウンミーティング イン 静岡 ～社会保障の改革～	350	5,484,351	4,855,155	0	629,196 250,530		
77	3月8日	宮城県 仙台市	暮らしと改革 タウンミーティング イン 仙台 ～食の安全～	401	6,774,272	5,627,060	0	1,147,212 536,779		
78	3月16日	東京都 世田谷区	企業改革 タウンミーティング イン 東京 ～企業改革が推進する我が国経済活性化、 構造改革～	1422	12,412,162	7,301,955	0	5,110,207 5,083,390		
合 計					114,296,212	92,047,675	0	22,248,537 13,514,104		

15年度準備経費

79	4月5日	茨城県 つくば市	科学技術創造立国 タウンミーティング イン つくば	287	4,187,087	3,883,845	0	303,242 0		
合 計								22,248,537 13,514,104		

(注1)「単価項目部分」とは、請負契約において契約単価を設定している項目に係る部分である。

(注2)「追加項目部分」とは、請負契約において仕様書に記載のない事務の実施に係るもので、単価項目部分及び実費精算部分以外の部分である。

(注3)「実費精算部分」とは、請負契約において契約単価が設定されておらず実費により精算することとされている項目に係る部分である。

(注4)ハイヤー等について、精算台数と確認できた台数が異なっていたものに

(注5)追加作業を単価項目の員数に上乗せしていたものに

(注6)託児室が複数式計上されていたものに

(注7)タウンミーティング当日議事概要は14年度仕様項目にはない。

別表3 開催別の詳細(14年度以降)(15年度分)

回	開催日	開催地	名称・テーマ	参加者数(人)	開催費用(円)			ハイヤー等(注4)	追加作業を単価項目の員数に上乗せ(注5)	託児室(注6)	タウンミーティング当日議事概要(注7)
					単価項目部分(注1)	追加項目部分(注2)	実費精算部分(注3)				
79	4月5日	茨城県つくば市	科学技術創造立国 タウンミーティング イン つくば	287	6,218,733	4,216,297	0	2,002,436 1,751,136			
80	4月22日	東京都港区	観光カリスマ タウンミーティング イン 東京	620	18,461,000	11,040,495	0	7,420,505 4,679,115			
81	5月31日	大阪府大阪市	産業再生 タウンミーティング イン 大阪	253	11,800,673	6,385,462	0	5,415,211 4,648,751			
82	6月15日	大阪府堺市	未来の日本 タウンミーティング イン 堺 ～快適で豊かさやゆとりを実感できるまちづくりを考える～	1215	11,872,037	9,558,465	0	2,313,572 978,442			
83	6月28日	神奈川県横浜市	タウンミーティング イン 横浜 ～経済構造改革と横浜経済の活性化～	705	10,533,907	7,540,807	0	2,993,100 2,780,400			
84	6月29日	富山県黒部市	タウンミーティング イン 黒部 ～環日本海発信 住民自治と規制改革～	595	8,468,431	7,628,032	0	840,399 183,529			
85	7月20日	神奈川県横浜市	日本改新 タウンミーティング イン JCサマーコンファレンス2003 ～規制改革による日本経済および地域の活性化～	2335	14,691,262	11,113,252	0	3,578,010 1,570,800			
86	7月27日	広島県広島市	あすへの投資を考える タウンミーティング イン 広島	489	10,763,165	6,783,442	0	3,979,723 2,880,663			
87	8月4日	埼玉県さいたま市	タウンミーティング週間 イン さいたま ～消費者・環境重視の構造改革～	701	10,247,540	9,766,260	0	481,280 284,760			
88	8月5日	福岡県福岡市	タウンミーティング週間 イン 福岡 ～地域の活性化と日本経済の活力～	371	8,853,835	7,348,635	0	1,505,200 314,160			
89	8月6日	大阪府大阪市	タウンミーティング週間 イン 大阪 ～官から民へ、国から地方へ～	447	14,743,520	9,214,905	0	5,528,615 4,767,105			
90	8月7日	愛知県名古屋市長古屋市	タウンミーティング週間 イン 名古屋 ～雇用・人間力の強化～	458	9,618,982	8,300,302	0	1,318,680 693,000			
91	8月8日	北海道札幌市	タウンミーティング週間 イン 札幌 ～国民生活の安全・安心～	443	12,072,688	8,522,902	0	3,549,786 1,851,426			
92	8月9日	宮城県仙台市	タウンミーティング週間 イン 仙台 ～未来への挑戦、活力ある日本～	528	10,274,647	8,823,780	0	1,450,867 852,817			
93	8月10日	東京都豊島区	タウンミーティング週間 イン 東京 ～小泉構造改革と世界の中の日本～	944	13,083,265	11,344,095	0	1,739,170 1,645,200			
94	8月24日	京都府京都市	中小企業金融に関する タウンミーティング イン 京都	142	8,966,665	6,601,200	0	2,365,465 1,582,875			
95	8月30日	兵庫県神戸市	タウンミーティング イン 神戸 構造改革特区と日本の国際競争力 ～構造改革特区を考える～	338	8,476,240	6,585,750	0	1,890,490 1,352,190			
96	8月31日	福井県福井市	原子力との共生を考える タウンミーティング イン 福井	305	9,973,221	8,249,325	0	1,723,896 525,756			
97	9月13日	群馬県前橋市	市町村合併 タウンミーティング イン 群馬	785	8,589,090	7,499,250	0	1,089,840 528,860			
98	9月13日	兵庫県柏原町	オンリーワンのまちづくり タウンミーティング イン 丹波	445	8,052,415	7,259,055	0	793,360 124,290			
99	11月30日	東京都千代田区	年金改革を考える タウンミーティング イン 東京	590	12,824,382	8,736,787	0	4,087,595 4,000,395			
100	12月13日	岐阜県岐阜市	教育改革 タウンミーティング イン 岐阜 ～教育改革の推進と教育基本法の改正～	473	9,609,423	7,702,710	0	1,906,713 1,184,883			
101	2月28日	東京都千代田区	100回突破記念 タウンミーティング イン 官邸 アンド 遠野	11	7,683,327	7,372,627	0	310,700 0			
102	2月28日	岩手県遠野市		384	8,904,547	7,674,287	0	1,230,260 334,320			
103	3月6日	静岡県浜松市	地方分権 タウンミーティング イン はままつ	1151	11,827,975	10,124,525	0	1,703,450 824,020			
104	3月13日	栃木県宇都宮市	地域再生 タウンミーティング イン 宇都宮	493	8,977,520	8,060,140	0	917,380 218,700			
105	3月20日	香川県土庄町	地域再生 タウンミーティング イン 小豆島	162	8,080,760	6,770,070	0	1,310,690 95,270			
106	3月28日	北海道函館市	地域再生 タウンミーティング イン 函館	252	10,377,127	7,020,797	0	3,356,330 1,636,950			
<b>16年度準備経費</b>											
107	4月3日	山形県米沢市	教育改革 タウンミーティング イン 山形	389	1,340,675	1,320,165	0	20,510 0			
108	4月10日	三重県津市	地域再生 タウンミーティング イン 三重	199	1,100,425	907,305	0	193,120 0			
109	4月17日	岡山県倉敷市	地域再生 タウンミーティング イン 岡山	201	625,440	588,840	0	36,600 0			
合 計					297,112,917	230,059,964	0	67,052,953 42,289,813			

(注1)「単価項目部分」とは、請負契約において契約単価を設定している項目に係る部分である。  
(注2)「追加項目部分」とは、請負契約において仕様書に記載のない事務の実施に係るもので、単価項目部分及び実費精算部分以外の部分である。  
(注3)「実費精算部分」とは、請負契約において契約単価が設定されておらず実費により精算することとされている項目に係る部分である。  
(注4)ハイヤー等について、精算台数と確認できた台数が異なっていたものに  
(注5)追加作業を単価項目の員数に上乗せしていたものに  
(注6)託児室が複数式計上されていたものに  
(注7)タウンミーティング当日議事概要が複数式計上されていたものに

別表3 開催別の詳細(14年度以降)(16年度分)

回	開催日	開催地	名称・テーマ	参加者数(人)	開催費用(円)			ハイヤー等(注4)	追加作業を単価項目の員数に上乗せ(注5)	託児室(注6)	タウンミーティング当日議事概要(注7)
					単価項目部分(注1)	追加項目部分(注2)	実費精算部分(注3)				
107	4月3日	山形県米沢市	教育改革 タウンミーティング イン 山形	389	7,716,268	4,661,333	1,744,050	1,310,885 147,105			
108	4月10日	三重県津市	地域再生 タウンミーティング イン 三重	199	7,181,738	4,524,970	1,566,453	1,090,315 195,615			
109	4月17日	岡山県倉敷市	地域再生 タウンミーティング イン 岡山	201	6,760,306	4,273,158	1,383,228	1,103,920 62,840			
110	5月15日	長崎県長崎市	地域再生 タウンミーティング イン 長崎	228	9,181,664	5,491,323	1,287,720	2,402,621 497,601			
111	5月15日	愛媛県松山市	教育改革 タウンミーティング イン 愛媛	431	7,876,263	5,980,898	336,315	1,559,050 140,570			
112	5月23日	熊本県熊本市	地域再生 タウンミーティング イン 熊本	148	8,923,478	5,587,838	1,377,600	1,958,040 144,000			
113	5月30日	新潟県新潟市	地域再生 タウンミーティング イン 新潟	284	7,395,540	4,877,933	1,210,377	1,307,230 519,750			
114	6月5日	青森県青森市	地域再生 タウンミーティング イン 青森	208	8,759,788	5,672,783	1,427,685	1,659,320 149,520			
115	6月20日	滋賀県大津市	地域再生 タウンミーティング イン 滋賀	331	8,014,856	5,230,778	1,542,093	1,241,985 364,825			
116	8月22日	京都府京都市	環境と経済を考える タウンミーティング イン 京都 ～地球温暖化問題について～	654	7,320,793	5,750,873	548,100	1,021,820 0			
117	8月25日	福岡県福岡市	郵政民営化 タウンミーティング イン 福岡	259	9,308,715	4,990,485	1,778,490	2,539,740 673,180			
118	8月27日	徳島県徳島市	郵政民営化 タウンミーティング イン 徳島	239	8,518,081	5,045,243	1,218,787	2,254,051 1,141,371			
119	8月28日	長野県上田市	郵政民営化 タウンミーティング イン 上田	268	9,505,850	7,034,310	1,425,690	1,045,850 49,000			
120	9月8日	東京都港区	経済連携(EPA/FTA) タウンミーティング イン 東京	485	12,124,875	7,038,773	1,501,605	3,584,497 3,291,477			
121	9月11日	京都府京丹後市	観光立市を目指して タウンミーティング イン 京丹後	538	9,136,558	5,906,823	1,904,595	1,325,140 0			
122	9月12日	鹿児島県鹿児島市	経済連携(EPA/FTA) タウンミーティング イン 鹿児島	194	10,756,518	5,477,003	1,308,405	3,971,110 1,698,900			
123	10月3日	東京都千代田区	ODAを考える タウンミーティング イン 東京	304	8,174,003	5,410,403	1,586,550	1,177,050 806,350			
124	10月30日	和歌山県和歌山市	教育改革 タウンミーティング イン 和歌山 ～考えよう、義務教育～	354	9,056,219	5,914,433	1,467,900	1,673,886 324,326			
125	11月27日	大分県別府市	教育改革 タウンミーティング イン 大分 ～考えよう、義務教育～	312	10,669,761	6,151,733	1,560,825	2,957,203 446,873			
126	12月5日	兵庫県神戸市	経済連携(EPA/FTA) タウンミーティング イン 神戸	210	10,353,478	7,054,268	1,459,500	1,839,710 547,450			
127	12月18日	東京都千代田区	司法制度改革 タウンミーティング イン 東京 ～より身近で頼りがいのある司法へ～	236	10,088,225	5,946,930	1,652,700	2,488,595 2,152,395			
128	12月18日	岐阜県大垣市	「新産業・新事業」創出 タウンミーティング イン 大垣	265	10,250,480	7,593,330	1,468,950	1,188,200 0			
129	1月15日	香川県高松市	司法制度改革 タウンミーティング イン 高松 ～より身近で頼りがいのある司法へ～	234	9,101,773	5,337,143	1,877,400	1,887,230 218,090			
130	2月27日	東京都千代田区	～安全・安心の21世紀都心論～ タウンミーティング イン 丸の内	263	12,018,898	6,757,088	665,700	4,596,110 4,265,010			
131	3月5日	島根県松江市	教育改革 タウンミーティング イン 島根 ～考えよう、義務教育～	422	10,981,453	6,415,923	1,840,650	2,724,880 736,680			
132	3月27日	神奈川県横浜市	少子化社会を考える タウンミーティング イン 横浜	204	10,821,205	7,036,785	1,278,900	2,505,520 1,883,280			
<b>17年度準備経費</b>											
133	4月2日	大阪府大阪市	地球温暖化 タウンミーティング イン 大阪	553	1,062,107	1,062,107	0	0 0			
134	4月10日	東京都千代田区	地球温暖化 タウンミーティング イン 東京	369	907,452	907,452	0	0 0			
135	4月17日	栃木県宇都宮市	司法制度改革 タウンミーティング イン 宇都宮 ～より身近で頼りがいのある司法へ～	725	110,250	110,250	0	0 0			
136	4月24日	広島県広島市	安全・安心なまちづくり タウンミーティング イン 広島	390	110,250	110,250	0	0 0			
合 計					242,186,845	153,352,619	36,420,268	52,413,958 20,456,208			

(注1)「単価項目部分」とは、請負契約において契約単価を設定している項目に係る部分である。  
(注2)「追加項目部分」とは、請負契約において仕様書に記載のない事務の実施に係るもので、単価項目部分及び実費精算部分以外の部分である。  
(注3)「実費精算部分」とは、請負契約において契約単価が設定されておらず実費により精算することとされている項目に係る部分である。  
(注4)ハイヤー等について、精算台数と確認できた台数が異なっていたものに  
(注5)追加作業を単価項目の員数に上乗せしていたものに  
(注6)託児室が複数式計上されていたものに  
(注7)タウンミーティング当日議事概要が複数式計上されていたものに

別表3 開催別の詳細(14年度以降)(17年度分)

回	開催日	開催地	名称・テーマ	参加者数(人)	開催費用(円)			ハイヤー等(注4)	追加作業を単価項目の員数に上乗せ(注5)	託児室(注6)	タウンミーティング当日議事概要(注7)
					単価項目部分(注1)	追加項目部分(注2)	実費精算部分(注3)				
133	4月2日	大阪府 大阪市	地球温暖化 タウンミーティング イン 大阪	553	9,830,557	7,728,157	0	2,102,400 1,480,500			
134	4月10日	東京都 千代田区	地球温暖化 タウンミーティング イン 東京	369	10,679,736	6,490,659	0	4,189,077 3,869,417			
135	4月17日	栃木県 宇都宮市	司法制度改革 タウンミーティング イン 宇都宮 -より身近で頼りがいのある司法へ-	725	9,998,299	8,712,315	0	1,285,984 454,524			
136	4月24日	広島県 広島市	安全・安心なまちづくり タウンミーティング イン 広島	390	9,975,002	8,151,562	0	1,823,440 215,620			
137	6月11日	静岡県 静岡市	教育改革 タウンミーティング イン 静岡 -考えよう、義務教育-	340	10,003,837	8,802,457	0	1,201,380 242,800			
138	6月18日	北海道 札幌市	経済連携(EPA) タウンミーティング イン 札幌	266	15,913,158	9,763,908	0	6,149,250 3,840,150			
139	6月25日	石川県 金沢市	司法制度改革 タウンミーティング イン 金沢 -より身近で頼りがいのある司法へ-	303	10,636,064	8,976,274	0	1,659,790 450,270			
140	6月25日	東京都 目黒区	日本21世紀ビジョン タウンミーティング イン 東京	551	11,893,053	8,101,603	0	3,791,450 3,207,750			
141	7月9日	鹿児島県 鹿児島市	災害に強い地域づくり タウンミーティング イン 鹿児島	393	13,014,803	10,107,683	0	2,907,120 115,080			
142	7月23日	福岡県 福岡市	経済連携(EPA) タウンミーティング イン 福岡	246	13,601,494	10,219,219	0	3,382,275 956,455			
143	7月30日	東京都 八王子市	若者応援 タウンミーティング イン 八王子 -若者の自立を考える-	210	11,524,161	8,848,866	0	2,675,295 2,003,925			
144	8月25日	埼玉県 秩父市	【親子タウンミーティング】 日本21世紀ビジョン タウンミーティング イン 秩父	110	8,825,235	5,001,025	3,092,250	731,960 123,900			
145	10月16日	東京都 港区	国民保護 タウンミーティング イン 東京 -武力攻撃事態等における 国民の保護を考える-	353	13,242,491	9,285,907	2,297,155	1,659,429 1,167,329			
146	10月23日	沖縄県 那覇市	司法制度改革 タウンミーティング イン 那覇 -より身近で頼りがいのある司法へ-	242	16,110,068	6,325,927	5,140,039	4,644,102 1,780,272			
147	11月27日	京都府 京都市	【親子タウンミーティング】 私たちが担う次代の文化力 タウンミーティング イン 京都	144	14,105,105	8,596,267	4,559,898	948,940 0			
"	"	"	延期分	"	3,210,260	2,958,480	69,300	182,480			
148	12月11日	東京都 千代田区	これからの科学技術 タウンミーティング イン 東京 -第3期科学技術基本計画の 策定に向けて-	247	13,816,960	9,871,651	1,365,210	2,580,099 2,169,699			
149	12月17日	大分県 別府市	観光まちづくり タウンミーティング イン 別府	547	14,226,422	6,478,941	4,687,410	3,060,071 568,931			
150	2月19日	兵庫県 神戸市	大学と地域再生 タウンミーティング イン 神戸	227	10,815,302	7,220,242	1,224,300	2,370,760 1,323,000			
151	2月25日	大阪府 枚方市	ニート問題を考える タウンミーティング イン 枚方	320	10,295,682	8,093,370	744,450	1,457,862 544,162			
152	2月25日	宮城県 仙台市	【親子タウンミーティング】 地球環境 タウンミーティング イン 仙台	270	11,009,988	6,745,200	2,254,650	2,010,138 286,718			
"	"	"	延期分	"	3,126,740	2,916,900	69,300	140,540			
153	3月18日	大阪府 東大阪市	モノ作り タウンミーティング イン 東大阪	438	10,840,847	8,045,827	1,367,100	1,427,920 445,620			
154	3月19日	岐阜県 大垣市	子どもの安全を考える タウンミーティング イン 大垣	439	9,150,217	6,245,707	1,603,350	1,301,160 0			
155	3月25日	宮城県 宮崎市	司法制度改革 タウンミーティング イン 宮崎 -より身近で頼りがいのある司法へ-	213	11,879,032	5,643,952	2,353,050	3,882,030 685,650			
<b>18年度分の準備経費等</b>											
156	4月1日	東京都 江東区	【親子タウンミーティング】 科学技術と未来を考える タウンミーティング イン 東京	251	5,507,705	5,080,005	0	427,700 217,350			
"	"	"	延期分	"	5,086,342	2,650,410	2,402,032	33,900			
157	4月16日	東京都 千代田区	我が国の財政と国の未来を考える タウンミーティング イン 東京	387	4,648,540	4,597,740	0	50,800 0			
158	4月23日	富山県 富山市	コンパクトなまちづくり 都市構造改革 タウンミーティング イン 富山	413	2,573,085	2,498,685	0	74,400 0			
合 計					295,540,185	204,158,939	33,229,494	58,151,752 26,149,122			

(注1)「単価項目部分」とは、請負契約において契約単価を設定している項目に係る部分である。  
(注2)「追加項目部分」とは、請負契約において仕様書に記載のない事務の実施に係るもので、単価項目部分及び実費精算部分以外の部分である。  
(注3)「実費精算部分」とは、請負契約において契約単価が設定されておらず実費により精算することとされている項目に係る部分である。  
(注4)ハイヤー等については、精算台数と確認できた台数が異なっていたものに  
(注5)追加作業を単価項目の員数に上乗せしていたものに  
(注6)託児室が複数式計上されていたものに  
(注7)タウンミーティング当日議事概要が複数式計上されていたもの(追加作業を当該項目の員数に上乗せしていたものを除く)に

別表3 開催別の詳細(14年度以降)(18年度分)

回	開催日	開催地	名称・テーマ	参加者数(人)	開催費用(円)			ハイヤー等(注4)	追加作業を単価項目の員数に上乗せ(注5)	託児室(注6)	タウンミーティング当日議事概要(注7)
					単価項目部分(注1)	追加項目部分(注2)	実費精算部分(注3)				
156	4月1日	東京都江東区	【親子タウンミーティング】 科学技術と未来を考える タウンミーティング イン 東京	251	6,647,765	4,261,290	1,775,550	610,925			
								384,825			
157	4月16日	東京都千代田区	我が国の財政と国の未来を考える タウンミーティング イン 東京	387	9,104,630	4,437,660	1,263,150	3,403,820			
								3,083,220			
158	4月23日	富山県富山市	コンパクトなまちづくり 都市構造改革 タウンミーティング イン 富山	413	7,609,060	4,644,720	1,082,550	1,881,790			
								460,250			
159	5月14日	千葉県千葉市	少子化社会を考える タウンミーティング イン 千葉	204	8,464,535	7,028,835	304,920	1,130,780			
								798,000			
160	5月14日	東京都港区	農政改革と国際農業交渉 タウンミーティング イン 東京	403	10,305,096	7,224,286	312,270	2,768,540			
								2,312,100			
161	5月20日	広島県広島市	司法制度改革 タウンミーティング イン 広島 ～より身近で頼りがいのある司法へ～	260	9,240,159	6,323,299	897,645	2,019,215			
								569,535			
162	5月21日	北海道札幌市	再チャレンジ タウンミーティング イン 札幌 ～多様な機会のある社会の実現に向けて～	411	19,585,440	7,236,173	8,453,927	3,895,340			
								853,200			
163	5月27日	宮城県仙台市	地震への対策を考える タウンミーティング イン 仙台	248	9,603,787	6,687,842	498,645	2,417,300			
								751,000			
164	6月4日	福岡県福岡市	道州制 タウンミーティング イン 福岡	374	9,440,918	6,369,453	585,270	2,486,195			
								658,875			
165	6月11日	北海道札幌市	農政改革と国際農業交渉 タウンミーティング イン 札幌	381	11,948,640	5,934,005	451,395	5,563,240			
								3,761,500			
166	7月22日	滋賀県大津市	子どもを犯罪に巻き込まない地域づくり タウンミーティング イン 滋賀 ～子どもたちを非行や犯罪被害から守る～	354	8,438,322	6,905,227	602,070	931,025			
								236,505			
167	7月24日	東京都千代田区	5周年 タウンミーティング イン 東京 ～開かれた心、新しい未来～	542	29,705,321	8,258,136	14,845,485	6,601,700			
								5,870,900			
168	7月30日	新潟県妙高市	食育 タウンミーティング イン 妙高 ～考えよう「食」の大切さ～	397	6,833,528	4,984,768	714,420	1,134,340			
								0			
169	7月31日	大阪府大阪市	道州制 タウンミーティング イン 大阪	638	12,059,874	7,956,752	521,220	3,581,902			
								2,829,902			
170	8月5日	岐阜県飛騨市	少子化社会を考える タウンミーティング イン 飛騨	305	6,934,449	5,124,129	569,520	1,240,800			
								0			
171	8月6日	愛知県名古屋市	科学技術 タウンミーティング イン 名古屋	352	8,224,350	5,582,690	630,420	2,011,240			
								1,061,550			
172	8月27日	北海道稚内市	道州制 タウンミーティング イン 稚内	302	11,121,477	6,134,192	1,569,890	3,417,395			
								761,875			
173	9月2日	青森県八戸市	教育改革 タウンミーティング イン 八戸	401	8,798,479	6,211,282	268,170	2,319,027			
								827,557			
174	9月2日	神奈川県横浜市	海洋国家・日本を考える タウンミーティング イン 横浜	332	8,264,364	7,018,714	268,170	977,480			
								615,300			
合 計					202,330,194	118,323,453	35,614,687	48,392,054			
								25,836,094			

(注1)「単価項目部分」とは、請負契約において契約単価を設定している項目に係る部分である。

(注2)「追加項目部分」とは、請負契約において仕様書に記載のない事務の実施に係るもので、単価項目部分及び実費精算部分以外の部分である。

(注3)「実費精算部分」とは、請負契約において契約単価が設定されておらず実費により精算することとされている項目に係る部分である。

(注4)ハイヤー等について、精算台数と確認できた台数が異なっていたものに

(注5)追加作業を単価項目の員数に上乗せしていたものに

(注6)託児室が複数式計上されていたものに

(注7)タウンミーティング当日議事概要が複数式計上されていたものに

別表4 仕様書（平成14年度以降）

記述の内容	備考
<p>1 <u>前提条件</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下線部は、14年度前期は「基本」。</li> </ul>
<p>(1) <u>開催スケジュール</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月から今年度末までに25回程度開催予定。<u>(ただし、以下の「1回当たり実施事務」のうち一部の事務のみの請負となることがある。)</u></li> </ul> <p>(2) <u>1回当たり開催規模</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般参加者の募集への応募が500名。その全員に参加証を発送。うち300名が当日来場。また、取材希望記者・カメラマン等50名が来場。</li> <li>これに、関係者（内閣府、自治体、出席閣僚等関係者）(100名)を併せて当日来場者の合計は450名。</li> <li>上記来場者の座席のほか、取材用スペース（ビデオ、スチールカメラ設置場所）が必要なことから、定員500名の会場を借上げ。</li> </ul> <p>(3) <u>1回当たり出席閣僚等関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出席閣僚等は、<u>3名</u>（閣僚2名、副大臣1名 or 民間人有識者1名）</li> <li>閣僚は秘書官、SP各1名、副大臣及び民間人有識者は秘書官1名の随行あり。</li> <li>出席閣僚等の出張日程は別紙参照。</li> </ul> <p>(4) <u>各開催のスケジュール</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日時及び地域の決定は、開催日の約2か月前。同日より、会場借上げ等の作業開始<u>(ただし、4月から6月に開催するものなど、決定から開催日までの期間が短くなることもある)</u></li> <li>参加閣僚の決定は、開催日の約1か月前。同日より、お迎え等の動員、ハイヤー等の準備作業開始<u>(ただし、4月から6月に開催するものなど、決定から開催日までの期間が短くなるものがある)</u></li> <li>一般参加者の応募は、開催日の約4週間前からインターネット（当室ホームページ）郵送及びFAXで約1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下線部（実線）は、14年度前期は「4月下旬から7月末までに10回程度を」、14年度後期は「9月から今年度末までに20回程度」、15年度から左記のとおり。下線部（破線）は14年度後期から追加。</li> <li>14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>下線部（実線）は、14年度前期から16年度まで「5名」、17年度は「4名」、18年度は左記のとおり。下線部（破線）は、14年度前期から16年度まで「2名」、17年度は「1名」、18年度は左記のとおり。</li> <li>14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>下線部（実線）は、14年度前期は「4月下旬から5月下旬」、14年度後期は「9月から11月」、15年度から17年度まで「4月から6月」、18年度は左記のとおり。下線部（破線）は、14年度前期から17年度まで「については、決定日が遅れる」、18年度は左記のとおり。</li> <li>同上</li> <li>下線部は、14年度前期から17年度まで「約3週間前」、18年度は左記のとおり。</li> </ul>

<p>週間実施（開催日の2週間前に申込み締切）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場設営は開催日の前日より開始。</li> <li>・ 開催日は土曜日又は日曜日、実施時間は午後2時から午後4時の2時間（来場者の入場は午後1時開始）。終了後、出席閣僚等は30分以内で記者会見を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・ 下線部（実線）は、14年度前期及び14年度後期は「午後1時から午後3時」、下線部（破線）は、14年度前期及び14年度後期は「正午」、15年度から左記のとおり。</li> </ul>
<p>2 1回当たり実施事務</p>	
<p>(1) 会場借上げ関係（以下の主会場、控室等の借上げ）</p> <p>主会場（500名収容）（1室）  出席閣僚等控室（30名収容）（1室）  主催者（内閣府）控室（30名収容）（1室）  コーディネーター、司会者、手話通訳者控室（10名収容）（1室）  警察関連控室（30名収容）（1室）  記者会見場（50名収容）（1室）  託児室（未就学児5名程度収容）（1室）</p> <p>（注1）会場の選定に当たっては、下見を実施した上で複数の会場候補を内閣府に提示し、内閣府と調整した後に決定すること。</p> <p>（注2）開催当日及び前日の終日借上げ。</p> <p>（注3）～ は、同一の建物内にあり、それぞれの間の移動が徒歩1分以内。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1)は、14年度前期から18年度まで変更なし。</li> </ul>
<p>(2) 開催当日の動員関係（以下の人員を動員）</p> <p>空港（又は駅）での閣僚等お迎え・お見送り、ハイヤーまで誘導（3名）  会場出入口でのお迎え・お見送り、エレベーターまで誘導、ハイヤー・駐車場管理（3名）  エレベーター手動（2名）  エレベーターから控室まで誘導（2名）  各出席閣僚等の個別担当（5名）  閣僚控室内の連絡要員（3名）  出席閣僚等送迎対応（空港（又は駅）での閣僚等お迎え・お見送り、会場まで誘導）（3名）  会場内での出席閣僚等対応（会場出入口でのお迎え・お見送り、閣僚控室まで誘導、出席閣僚等の個別担当、ハイヤー・駐車場管理）（3名）  出席閣僚等への送迎・閣僚控室内対応の事務補助要員（2名）  出席閣僚等・随行者ケータリング（3名）  一般参加者・マスコミ・関係者受付、配布資料封入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・ 14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・ 14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・ 14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・ 14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・ 14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・ 17年度から項目設定。下線部は、17年度は「4名」、18年度は左記のとおり。</li> <li>・ 17年度から項目設定。下線部は、17年度は「4名」、18年度は左記のとおり。</li> <li>・ 17年度から項目設定。</li> <li>・ 14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・ 14年度前期から16年度まで項目設定。下線部は</li> </ul>



<p>(パンフレット(1枚もの)・会場アンケート(1枚もの)・会場内注意事項(1枚もの)・一般参加者用筆記用具(ボールペン)等)(600セット)(10名)</p> <p>クローク(5名)</p> <p>場内整理、事務補助(10名)</p> <p>会場受付業務(一般参加者・マスコミ・関係者受付・クローク、配布資料封入(パンフレット(1枚もの)・会場アンケート(1枚もの)・会場内注意事項(1枚もの)・一般参加者用筆記用具(ボールペン)等))(600セット)(13名)</p> <p>会場発言者マイク係(3名)</p> <p>会場内整理業務(場内整理、事務補助、会場発言者マイク係)(10名)</p> <p>警備員(10名)</p> <p>コーディネーター(1名)</p> <p>司会者(1名)</p> <p>手話通訳者(3名)</p> <p>(注1) ~ に従事する者は、出席閣僚等を識別可能で、確実にアテンドできる者。</p> <p>(注2) コーディネーターの選定に当たっては、略歴を添付した複数の候補者を内閣府に提示し、内閣府と調整した後に決定すること。</p> <p>(注3) 後述の「(4)会場設営、記者会見場設営関係」を実施するために必要となる者など、別の項目に記載のある事務を実施するために必要となる者を含まない。</p>	<p>15年度から追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・17年度から項目設定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・17年度から項目設定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・14年度前期から16年度まで項目設定。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> </ul>
<p>(3) ハイヤー借上げ関係(以下の借上げ)</p> <p>ハイヤー(3台)</p> <p>閣僚使用車(2台)の伴走車(2台)</p> <p>ハイヤー及び伴走車駐車場(5台分)</p> <p>(注1) ハイヤー及び伴走車は閣僚等の行き空港(又は駅)到着から、帰りの空港(又は駅)到着まで、常時直ちに利用可能な状態としておくこと。</p> <p>(注2) 閣僚等が使用するハイヤーの車種については、安全面を考慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下線部は、14年度前期から16年度まで「5台」、17年度は「4台」、18年度は左記のとおり。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・下線部は、14年度前期から16年度まで「7台分」、17年度は「6台分」、18年度は左記のとおり。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度から項目設定。</li> </ul>
<p>(4) 会場設営、記者会見場設営関係(以下の機材等に関する準備、運搬、搬入、設置、当日の調整・操作、片付け、撤去等一切の作業を含む)</p>	

舞台(1式)

照明・音響(1式)

出席閣僚等及びコーディネーター用机・座席(ボックス状のもの、4脚)

出席閣僚等及びコーディネーター用名前垂れ、ネームプレート(各4)

司会者用ブース(1式)

受付(一般参加者、マスコミ、関係者の区別のあるもの)及びクローク(筆記用具、クローク札等備品含む)(各1式)

記者会見場机及び椅子(出席閣僚等用(3脚)記者用(30脚)出席閣僚等用机には白布を掛けること)

場外看板(1枚:入口)

会場内案内看板(20枚:一般受付、報道受付、関係者受付、クローク、受付注意5枚、場内注意5枚、場内座席案内5枚、会場アンケート提出依頼)

ステージ上吊り看板(1枚)

スタッフ場内通信用トランシーバー(小型軽量で感度が良く機能性に優れたもの)(10台)

託児室の設置(保育士の雇用、ベビーベット・遊具等の設置を含む)(1式)

各省庁パンフレット(約100種類、各200部程度)コーナーの設置(各省庁への連絡、各省庁からのパンフレット受取、会場への運搬、タウンミーティング終了後の残数の確認、次会場への転送等を含む。すべて内閣府の指示に基づき、速やかに対応・報告すること。)(1式)

各省庁パンフレット(約90種類、各50部程度)の余部の次会場への転送

出席閣僚等導線用パーテーション(10メートル分)

プロジェクター一式(スクリーンを含む)(100~200インチ)

プレゼンテーション用パソコン(PowerPoint等が操作可能)(1台)

DVDプレーヤー(1台)

登壇者用返しモニター(6インチのものを人数分または25インチのものを2~3台)

会場用モニター

21 壇上のマイクに取り付けるタウンミーティングの小型プレート(4個)

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・下線部は、14年度前期から16年度まで「6脚」、17年度は「5脚」、18年度は左記のとおり。

・下線部は、14年度前期から16年度まで「各6」、17年度は「各5」、18年度は左記のとおり。

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・下線部は15年度から追加。

・下線部は、14年度前期から16年度まで「5脚」、17年度は「4脚」、18年度は左記のとおり。

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・下線部は17年度から追加。

・下線部は、14年度前期及び14年度後期は「、保険への加入を含む」、15年度から左記のとおり。

・下線部(実線)は、14年度前期は「30種類」、14年度後期から17年度まで「90種類」、18年度は左記のとおり。下線部(破線)は、14年度前期から15年度まで「100部」、16年度から左記のとおり。下線部(二重線)は15年度から追加、15年度は「(各省庁からのパンフレット受取、会場への運搬を含む)」、16年度から左記のとおり。

・14年度前期から15年度まで項目設定。下線部は、14年度前期は「30種類」、14年度後期及び15年度は左記のとおり。

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・14年度前期変更契約から項目設定。下線部(実線)は14年度後期から追加。下線部(破線)は15年度から追加。

・15年度から項目設定。

・15年度から項目設定。

・15年度から項目設定。

・14年度前期変更契約から項目設定。14年度前期変更契約時のみ「参加者用モニター一式」、14年度後期から左記のとおり。

・15年度から項目設定。下線部は、15年度から17年度まで「5個」、18年度は左記のとおり。

<p>② 登壇者への連絡用フリップ (1式)</p>	<p>・15年度から項目設定。</p>
<p>(5) 中継カメラ周辺機材関係  <u>(以下の機材等に関する準備、運搬、搬入、設置、当日の調整・操作、片付け、撤去等一切の作業を含む。登壇者の背面のスクリーンに一般発言者等の映像を投影し、発言に応じて画面を適宜切り替えること。なお、一般発言者の顔は明確に識別できないよう、引いた画像にすること)</u>  ① <u>カメラ周辺機材 (1式)</u>  ② <u>エンジニア (1名)</u></p>	<p>・(5)は、17年度から項目設定。17年度は(13)「中継カメラ周辺機材関係費用」として設定。下線部は、17年度は、「登壇者の背面のスクリーンに映像を投影し、画面を適宜切り替えるための周辺機材とエンジニア1名」、18年度は左記のとおり。</p>
<p>(6) 企画・調整関係 (以下の⑧～⑩の調整を十分に実施し、①～⑦の作業を行う。その際、<u>(a)全開催を総括する総括担当者</u>と各開催ごとの<u>主担当者を置くこと</u>。(重複しない5名程度の担当者から構成される企画・調整担当のチームを複数おき、4日連続開催した場合においても対応可能なことを原則とする。各チームごとの5名程度の担当者の名簿を内閣府に提出すること。)、<u>(b)全国どの地域についても、内閣府の緊急な指示に対し、半日程度で対応できる体制を整えること。</u>)</p>	<p>・下線部(実線)は、14年度前期及び14年度後期は「④～⑦を作成する」、15年度から左記のとおり。下線部(破線・二重線)は14年度後期から追加。下線部(二重線)は、14年度後期から16年度まで「5名程度の担当者をローテーションさせ、それぞれ4開催程度を担当させるのを原則とする」、17年度から左記のとおり。</p>
<p>① 開催会場候補リストの作成(空き状況調査及び仮押さえ作業を含む)(1式)  ② 会場計画の作成(会場下見に基づく)(1式)  ③ 登壇者(大臣、副大臣以外)のプロフィール資料の作成(1式)  ④ 進行台本作成(1式)  ⑤ 運営マニュアル(当日の事務作業・留意事項等の一切を取りまとめたもの)作成(1式)  ⑥ 出席閣僚等の導線(行きの空港(又は駅)到着から、帰りの空港(又は駅)到着までの間の出席閣僚等の動きを取りまとめたもの)作成(1式)  ⑦ 一般参加者の導線(会場入場から、会場退出までの間の一般参加者の動きを取りまとめたもの)作成(1式)  ⑧ 開催地警察との事前調整  ⑨ 出席閣僚等が利用する交通機関(空港又は駅)との事前調整(VIPルーム又は駅応接室の利用に関する調整を含む)  ⑩ 関係省庁、<u>有識者及びその事務担当者</u>、共催団体、開催地自治体等との事前調整補助(資料の作成に必要な情報収集及び連絡作業を含む。)</p>	<p>・15年度から項目設定。  ・15年度から項目設定。  ・15年度から項目設定。  ・14年度前期から18年度まで変更なし。  ・14年度前期から18年度まで変更なし。  ・14年度前期から18年度まで変更なし。  ・14年度前期から18年度まで変更なし。  ・14年度前期から18年度まで変更なし。  ・15年度から項目設定。下線部は、15年度及び16年度は「有識者事務方」、17年度から左記のとおり。</p>

<p>内閣府（<u>内閣府の指定する業者等を含む。</u>）との事前調整（<u>作成した資料及び補助業務に関する報告を含む。</u>）</p> <p>（注1） については、対象都市又は町村（30程度）を内閣府が指示する。</p> <p>（注2） の事前調整補助及び事前調整は、タウンミーティング開催に係る全ての業務に及ぶ。</p> <p>（注3） の事前調整補助には開催ごとに専任の担当者を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下線部は 15 年度から追加。</li> <li>・ 15 年度から項目設定。</li> <li>・ 15 年度から項目設定。</li> <li>・ 15 年度から項目設定。</li> </ul>
<p>(7) 備品等（以下の備品等に関する準備、運搬、搬入、片付け、撤去等一切の作業を含む）</p> <p>参加証（ハガキ）作成・印刷（500枚）</p> <p>一般参加者識別証（当日会場内で使用、首からぶら下げ式）(500枚)</p> <p>出席閣僚等・随行者識別証（当日会場内で使用、首からぶら下げ式）(30枚)</p> <p>マスコミ識別証（当日会場内で使用、首からぶら下げ式）(100枚)</p> <p>主催者識別証（当日会場内で使用、首からぶら下げ式）(50枚)</p> <p>パンフレット（<u>A4・4色刷</u>1枚もの）作成・印刷(600枚)</p> <p>会場アンケート（<u>A4・両面1色刷</u>1枚もの）作成・印刷（600枚）</p> <p>会場内注意事項（<u>A4・1枚もの</u>）作成・印刷（600枚）</p> <p>配布資料の印刷（600部）</p> <p>一般参加者用筆記用具（<u>名入れボールペン（グリッブ及びピンのついたもの</u>）作成（600個）</p> <p>一般参加者配布用封筒印刷（600枚）</p> <p>記者・カメラマン用取材上の注意（1枚もの）作成・印刷（100枚）</p> <p>関係者席案内図（1式）</p> <p>関係者駐車証（1式）</p> <p>関係者座席表示（1式）</p> <p>出席閣僚等及びコーディネーター用ミネラルウォーター・おしぼり（<u>各4個</u>）</p> <p>出席閣僚等用筆記用具、ミネラルウォーター・おしぼり（記者会見時用、<u>各3個</u>）</p> <p>出席閣僚等用資料（カラー含む）(1式)</p> <p>パソコン及びプリンター（1式）(主催者（内閣府）控室内に設置、<u>なお、パソコンについてはインターネットに接続可能な状態であること</u>）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 年度前期から 18 年度まで変更なし。</li> <li>・ 14 年度前期から 18 年度まで変更なし。</li> <li>・ 下線部は、14 年度前期及び 14 年度後期は「20枚」、15 年度から左記のとおり。</li> <li>・ 14 年度前期から 18 年度まで変更なし。</li> <li>・ 14 年度前期から 18 年度まで変更なし。</li> <li>・ 下線部は 15 年度から追加。</li> <li>・ 下線部は 15 年度から追加。</li> <li>・ 下線部は 15 年度から追加。</li> <li>・ 15 年度から項目設定。</li> <li>・ 下線部は、14 年度前期及び 14 年度後期は「ボールペン」、15 年度から左記のとおり。</li> <li>・ 14 年度前期から 18 年度まで変更なし。</li> <li>・ 14 年度前期から 18 年度まで変更なし。</li> <li>・ 15 年度から項目設定。</li> <li>・ 15 年度から項目設定。</li> <li>・ 15 年度から項目設定。</li> <li>・ 下線部は、14 年度前期から 16 年度まで「各 6 個」、17 年度は「各 5 個」、18 年度は左記のとおり。</li> <li>・ 下線部は、14 年度前期から 16 年度まで「各 5 個」、17 年度は「各 4 個」、18 年度は左記のとおり。</li> <li>・ 15 年度から項目設定。</li> <li>・ 下線部は 14 年度後期から追加。</li> </ul>

<p>コピー機、FAX（会場建物内で利用可能なものであれば可）</p> <p>21 一般参加者用飲料水、給水器、紙コップ（1式）</p> <p>（注1）～の各識別証は、タウンミーティング終了後必ず回収すること。</p> <p>（注2）回収した識別証を次回以降の会場で使用してもよい。ただし、その場合、一般参加者識別証は、会場ごとに異なったものとなるよう、色を分けて少なくとも3種類は作成すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・18年度から項目設定。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> </ul>
<p>(8) ケータリング関係（以下を準備、提供）</p> <p>出席閣僚等、随行者、コーディネーター、司会者用湯茶（昼食時、記者会見前、記者会見後）</p> <p>出席閣僚等、随行者、コーディネーター、司会者用弁当（15個）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(8)は14年度前期から18年度まで変更なし。</li> </ul>
<p>(9) 民間人有識者等謝礼金、交通費等（以下を民間人有識者等へ支払い）</p> <p>民間人有識者謝礼金 民間人有識者交通費（新幹線グリーン）（随行者分は不要） 依頼登壇者謝礼金等 その他協力者謝礼金等 司会者、コーディネーター交通費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下線部は14年度後期から追加。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・14年度前期変更契約から追加。</li> <li>・14年度前期変更契約から追加。</li> <li>・14年度後期から追加。</li> </ul>
<p>(10) <u>参加者募集</u>関係（以下の作業を実施）</p> <p>インターネットでの申込者の応募を受理できるメールアドレス提供（1回線）</p> <p>インターネットでの申込者の応募を受理できるインターネット上の参加申し込みフォームの<u>設定</u>（新規ドメイン取得又は前年度使用ドメインの継承作業を含む）</p> <p>インターネットでの申込者の応募を受理できるメールアドレスの維持管理（新規アドレス取得又は前年度使用アドレスの継承作業を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下線部は、14年度前期及び14年度後期は「一般参加者」、15年度から左記のとおり。</li> <li>・14年度前期のみ項目設定。</li> <li>・14年度後期から項目設定。下線部（実線）は、14年度後期から16年度まで「設定及び維持管理」、17年度から左記のとおり。下線部（破線）は、15年度から追加、15年度及び16年度は「又は平成14年度使用ドメインの継承作業」、17年度から左記のとおり。</li> <li>・17年度から項目設定。</li> </ul>

F A Xでの申込者の応募を受理できるF A X番号提供(1回線) 各開催ごとに異なったF A X番号を提供すること

郵送での申込者の応募を受理できる住所又は私書箱提供(1か所)

参加者募集に関する問い合わせ等に対応できる「参加係」の設置( 一般参加者の募集開始から開催当日まで(休日を含む)の午前9時から午後6時まで、問い合わせ等に対応できる専用電話の設置及び人員の常駐)(1式、専用電話1回線) 各開催ごとに異なった専用電話番号を提供すること

応募者の集計・重複の除去(インターネット、郵送及びF A X等)

参加応募状況の概要資料(一般応募者、報道関係者等の内訳ごとに応募者数を記載したもの)を作成し、内閣府の求めに応じ速やかに提出

申込み締切の日から2日以内に全応募者( 報道関係申し込み者を除く)のリスト(申込受付日順に応募者の住所、氏名、電話番号、性別、 申込み方法及び事前意見を記載したもの)を作成し内閣府へ提出

開催日前日(休日の場合はその前日)に報道関係参加申し込み者の最新リスト(申込受付日順に応募者の所属する団体名、氏名、会場に持ち込む機材、連絡先電話番号を記載したもの)を作成し内閣府へ提出

申込み締切の日から1週間以内に参加証(ハガキ)発送(500か所)

開催公表資料(記者クラブ配布用)の作成(A4・2枚程度のもの)

参加者募集用の新聞広告作成(半5段、1式)

上記の原稿の製版(半5段、1枚)

参加者募集用ポスター(B2・1枚もの)作成・印刷(100枚)

参加者募集用チラシ(A4・両面(4色+1色)1枚もの)作成・印刷(1000枚) 裏面はF A X参加申込用紙とする

ポスター・チラシ梱包発送

(注1)特に明示しない限り「参加者」には、一般公募による参加者のほか、関係省庁、共催団体、開催地自治体等を通じて応募した者、報道関係の参加申し込み者も含む。

・下線部は17年度から追加。

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・下線部(実線)は、14年度前期及び14年度後期は「一般参加者の募集期間中」、15年度から左記のとおり。下線部(破線)は17年度から追加。

・下線部は14年度後期から追加。

・15年度から項目設定。

・下線部(実線)は15年度から追加。下線部(破線)は、14年度前期及び14年度後期は「及び申込み方法」、15年度から左記のとおり。

・15年度から項目設定。

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・15年度から項目設定。

・15年度から項目設定。

・15年度から項目設定。

・14年度前期変更契約から項目設定。下線部(実線)は14年度後期から追加。下線部(破線)は、14年度前期変更契約では「一式」、14年度後期から左記のとおり。

・14年度前期変更契約から項目設定。下線部(実線)は14年度後期から追加。下線部(破線)は15年度から追加。

・14年度前期変更契約から項目設定。14年度前期変更契約時のみ「ポスター・チラシ梱包発送費」、14年度後期から左記のとおり。

・15年度から項目設定。

<p>(11) 議事録等記録関係( <u>          </u> の作成を補助、原案納品、 ～ を作成、納品)</p> <p>    タウンミーティング当日議事概要(タウンミーティング(記者会見除く)終了後30分以内に電子媒体(Word形式)で原案納品)(1式)</p> <p>    タウンミーティング議事概要(開催日から2日以内に原案納品)(1式)</p> <p>    タウンミーティング議事録(開催日から<u>4日以内</u>に納品)(1式)</p> <p>    タウンミーティングビデオテープ(開催日当日に納品)(1本)</p> <p>    タウンミーティング録音テープ(開催日当日に納品)(1本)</p> <p>    記者会見録音テープ(開催日当日に納品)(1本)</p> <p>    記者会見議事録(開催日翌日(休日の場合はその翌日)に納品)(1式)</p> <p>    <u>写真(80枚)...</u>(a)登壇者と会場の対話の様子が分かる広報用写真(b)会場運営の様子が分かる記録写真...半数以上は(a)となるようにすること。(会場内においてカメラマンが用いる腕章の作成を含む)</p> <p>    会場アンケート回収、集計及び分析(開催日から<u>5日以内</u>に納品)(1式)</p> <p>    開催当日及び翌日の地元新聞におけるタウンミーティング開催の報道状況に関する資料(開催日翌日(休日の場合はその翌日)午前10時に納品)(1式)</p> <p>    開催実績概要資料(開催日翌日(休日の場合はその翌日)に納品)(1式)</p> <p>(注1) の当日議事概要には、登壇者の回答内容は含まない。</p> <p>(注2) の会場アンケート集計及び分析は、自由記入欄の記述のとりまとめを含み、詳細版と概要版の2種類を作成・納品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下線部は15年度から追加。</li> <li>・15年度から項目設定。</li> <li>・15年度から項目設定。</li> <li>・下線部は、14年度前期から16年度まで「5日以内」、17年度から左記のとおり。</li> <li>・14年度前期から14年度後期まで項目設定。</li> <li>・14年度後期から項目設定。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・15年度から項目設定。</li> <li>・下線部(実線)は、14年度前期から15年度まで「記録写真(50枚)」、16年度から左記のとおり。下線部(破線)は16年度から追加。</li> <li>・下線部は、14年度前期及び14年度後期は「及び集計」、15年度から左記のとおり。</li> <li>・15年度から項目設定。</li> <li>・16年度から項目設定。下線部は17年度から追加。</li> <li>・15年度から項目設定。</li> <li>・15年度から項目設定。</li> </ul>
<p>(12) 事前参加申込・<u>タウンミーティングサポーター</u>関係(以下の作業を前回タウンミーティング開催日翌日(第1回開催については4月1日)から当該タウンミーティング開催日(最終回については3月31日)までの期間(以下本項内「作業期間」)実施)</p> <p>    インターネットでの事前参加申込者の応募を受理できるインターネット上の事前参加申込フォームの<u>設定</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(12)は、15年度から項目設定。</li> <li>・下線部は、15年度は「及び共催団体応募」、16年度は削除、17年度から左記のとおり。</li> <li>・下線部(実線)は、15年度及び16年度は「設定及び維持管理」、17年度から左記のとおり。下線</li> </ul>

<p>(新規ドメイン取得又は前年度使用ドメインの継承作業を含む)</p> <p>事前参加申込者の応募及びタウンミーティングサポーターからの意見等を受理できるメールアドレスの提供(新規アドレス取得又は前年度使用アドレスの継承作業を含む)</p> <p>FAXでの<u>事前参加申込者の応募</u>を受理できるFAX番号提供(1回線)</p> <p>郵送での<u>事前参加申込者の応募</u>を受理できる住所又は私書箱提供(1か所)</p> <p><u>事前参加申込</u>に関する問い合わせ等に対応できる「<u>事前参加申込係</u>」の設置(作業期間(休日を含む)の午前9時から午後6時まで、問い合わせ等に対応できる専用電話の設置及び人員の常駐)(1式、専用電話1回線)</p> <p>事前参加申込者の集計・重複の除去(インターネット、郵送及びFAX等)</p> <p>全事前申込み登録者のリスト(申込受付日順に登録者の住所、氏名、電話番号、性別を記載したもの)の作成、内閣府の指示する形式による速やかな提出</p> <p>タウンミーティング開催決定後における事前申込者・<u>タウンミーティングサポーター</u>への案内状の作成・送付(100通)</p>	<p>部(破線)は17年度から追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度から項目設定。</li> <li>・下線部は15年度のみ「事前参加申込者の応募及び共催団体の応募」。</li> <li>・下線部は15年度のみ「事前参加申込者の応募及び共催団体の応募」。</li> <li>・下線部(実線)は15年度のみ「事前参加申込及び共催団体応募」。下線部(破線)は15年度のみ「事前参加申込・共催募集係」。</li> <li>・15年度から18年度まで変更なし。</li> <li>・15年度から18年度まで変更なし。</li> <li>・下線部(実線)は17年度から追加。下線部(破線)は、15年度は「20通」、16年度から左記のとおり。</li> </ul>
<p>3 <u>指定単価</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下線部は14年度前期のみ「指定単価及び実費精算項目について」。</li> </ul>
<p>「2(1)会場借上げ関係」経費</p> <p>「2(2)開催当日の動員関係 コーディネーター」への謝礼金は50,000円とする。</p> <p>「2(8)ケータリング関係 出席閣僚等、随行者、コーディネーター、司会者用弁当」は、単価2,000円とする。</p> <p>「2(9)民間人有識者等謝礼金、交通費等 民間人有識者謝礼金」は30,000円とする(交通費を含まない)。</p> <p>交通費</p> <p>及び については単価等の決定にあたり内閣府の事前の承認を得たうえで実費精算とする。</p> <p>「2(9)民間人有識者等謝礼金、交通費等 依頼登壇者謝礼金等及び その他協力者謝礼金等」については、20,000円、5,000円とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度前期のみ項目設定。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・14年度前期から18年度まで変更なし。</li> <li>・下線部は14年度後期から追加。</li> <li>・14年度前期のみ項目設定。</li> <li>・14年度前期のみ項目設定。</li> <li>・14年度後期から項目設定。</li> </ul>
<p>4 注意事項</p>	



上記員数は仮置きとし、内閣府の指示により行うものとする。また、会場借上及び「2(9)民間人有識者等謝礼金、交通費等 民間人有識者交通費」、「2(10)参加者募集関係 ポスター・チラシ梱包」は、実費精算する。また、「2(9)民間人有識者等謝礼金、交通費等 司会者、コーディネーター交通費」については、国家公務員等の旅費に関する法律(4級相当)に基づき支給を原則とするが、内閣府が特に必要と認める場合は実費精算する。

「2(2)開催当日の動員関係」について必要となる人員の交通費については支給しない。

1回の開催についての精算は、「契約単価内訳表」にある項目のうち、実施したもののみを支払うこととし、単価に消費税を加えるものとする。

本仕様に記載のない事務についても、内閣府の指示があった場合には、これに従い、速やかに対応すること。ただし、費用は別途協議する。

下見・当日のスタッフの旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(4級相当)に基づき支給する。

上記2(7)及び(10)は、期間中にデザインの変更を5回程度行うものとし、各デザインの作成及び変更にあたっては、デザイン案を最低3つ提示すること。

知的財産権等

(ア) 請負者は、本契約に関して内閣府が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ)及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合には、事前に内閣府に承認を得ること。

(イ) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権及び本契約履行過程で生じたノウハウ(営業秘密)は内閣府に帰属し、内閣府が独占的に使用するものとする。ただし、請負者は本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権又はノウハウ(営業秘密)を自ら使用又は第三者に使用させる場合は、内閣府と別途協議することとする。なお、請負者は内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

(ウ) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使

・下線部(実線・破線・二重線)は14年度後期から追加。下線部(破線)は、14年度後期から16年度まで「一般参加者募集関係」、17年度から左記のとおり。下線部(二重線)は、14年度後期から17年度まで「についても実費精算するが、原則的には支給せず、内閣府が特に必要と認めた場合のみ支給する。」18年度は左記のとおり。

・14年度後期から項目設定。

・16年度から項目設定。

・14年度前期から18年度まで変更なし。

・15年度から項目設定。

・15年度から項目設定。

・15年度から項目設定。

用に必要な費用負担及び使用許諾契約にかかる一切の手続きを行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(エ) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、請負者の責任と負担において一切を処理すること。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

別表5 契約単価の推移

(単位:円)

項 目	平成14年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	前期 朝日広告社	後期 電通	電通	朝日広告社	朝日広告社	朝日広告社
<b>1 会場借上げ関係</b>	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算
主会場(500名収容)						
出席閣僚等控室(30名収容)						
内閣府控室(30名収容)						
コーディネーター、司会者、手話通訳者控室(10名収容)						
警察関連控室(30名収容)						
記者会見場(50名収容)						
託児室(未就学児5名程度収容)						
<b>2 開催当日の動員関係</b>						
空港(又は駅)での閣僚送迎等	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
会場における送迎等	29,000	5,000	40,000	12,000	-	-
エレベーター手動	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
エレベーターから控室まで誘導	29,000	5,000	5,000	12,000	-	-
各出席閣僚等の個別担当	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
閣僚控室内の連絡要員	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
出席閣僚等送迎対応	-	-	-	-	12,000	25,000
会場内での出席閣僚等対応	-	-	-	-	12,000	20,000
出席閣僚等への送迎・閣僚控室内対応の事務補助要員	-	-	-	-	12,000	20,000
出席閣僚等・随行者ケータリング	20,000	5,000	15,000	12,000	12,000	20,000
一般参加者・マスコミ・関係者受付、配布資料封入	20,000	5,000	15,000	20,000	-	-
会場受付業務	-	-	-	-	12,000	20,000
クローク	20,000	5,000	15,000	12,000	-	-
場内整理、事務補助	20,000	5,000	15,000	20,000	-	-
会場内整理業務	-	-	-	-	20,000	20,000
会場発言者マイク係	20,000	5,000	15,000	12,000	-	-
警備員	20,000	18,000	25,000	20,000	15,000	15,000
コーディネーター	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
司会者	50,000	5,000	5,000	50,000	-	-
手話通訳者	20,000	5,000	20,000	20,000	20,000	20,000
<b>3 ハイヤー借上げ関係</b>						
ハイヤー	43,000	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000
閣僚使用車の伴走車	20,000	5,000	10,000	20,000	20,000	20,000
ハイヤー及び伴走車駐車場	0	500	2,000	0	0	0
<b>4 会場設営、記者会見場設営関係</b>						
舞台	100,000	100,000	109,000	100,000	100,000	100,000
照明・音響	250,000	250,000	350,000	200,000	200,000	200,000
出席閣僚等及びコーディネーター用机・座席	8,500	7,000	7,000	5,000	5,000	5,000
出席閣僚等及びコーディネーター名前垂れ、ネームプレート	3,800	4,000	4,000	3,800	3,800	3,800
司会者用ブース	25,000	1,000	1,000	5,000	5,000	5,000
受付及びクローク	130,000	50,000	50,000	20,000	20,000	20,000
記者会見場机及び椅子	150,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
場外看板	100,000	30,000	70,000	60,000	60,000	60,000
会場内案内看板	6,500	5,000	5,000	4,000	4,000	5,000
ステージ上吊り看板	190,000	80,000	80,000	60,000	60,000	60,000
スタッフ場内通信用トランシーバー	5,600	5,000	10,000	5,000	5,000	7,000
託児室(保育士、備品、損害保険加入を含む)	40,000	50,000	50,000	40,000	40,000	40,000
各省庁パンフレットコーナーの設置	38,000	10,000	10,000	70,000	70,000	70,000
各省庁パンフレット余部転送	5,500	40,000	40,000	-	-	-
出席閣僚等導線用パーテーション	100,000	40,000	50,000	15,000	15,000	15,000
プロジェクター	(650,000)	240,000	400,000	300,000	300,000	300,000
プレゼンテーション用パソコン	-	-	5,000	16,000	16,000	16,000
DVDプレーヤー	-	-	500	18,000	18,000	18,000
登壇者用返しモニター	-	-	50,000	50,000	50,000	50,000
会場用モニター	(250,000)	5,000	500	50,000	50,000	50,000
②小型プレート	-	-	50	500	500	500
②連絡用フリップ	-	-	20,000	500	4,050	4,050

項 目	平成14年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	前期 朝日広告社	後期 電通	電通	朝日広告社	朝日広告社	朝日広告社
<b>5 中継カメラ周辺機材関係</b>						
カメラ周辺機材	-	-	-	-	-	100,000
エンジニア	-	-	-	-	-	49,000
中継カメラ周辺機材関係費用	-	-	-	-	(145,000)	-
<b>6 企画・調整関係</b>						
開催会場候補リスト作成	-	-	20,000	5,000	5,000	5,000
会場計画作成	-	-	20,000	5,000	5,000	5,000
登壇者プロフィール資料作成	-	-	500	5,000	5,000	5,000
進行台本作成	100,000	150,000	50,000	100,000	100,000	100,000
運営マニュアル作成	100,000	150,000	100,000	100,000	100,000	100,000
出席閣僚等導線作成	50,000	100,000	40,000	50,000	50,000	50,000
一般参加者導線作成	50,000	100,000	40,000	25,000	25,000	25,000
開催地警察との事前調整	130,000	100,000	10,000	25,000	25,000	25,000
出席閣僚等が利用する交通機関(空港又は駅)との事前調整	130,000	100,000	10,000	15,000	15,000	15,000
関係省庁、有識者及びその事務方、共催団体、開催地自治体等との事前調整補助	-	-	20,000	15,000	15,000	15,000
内閣府との事前調整	760,000	940,900	428,000	200,000	200,000	200,000
<b>7 備品・消耗品等の設置</b>						
参加証作成印刷	124	100	100	124	124	130
一般参加者識別証	60	10	10	60	60	60
出席閣僚等・随行者識別証	20	10	10	20	20	20
マスコミ識別証	20	10	10	20	20	20
主催者識別証	20	10	10	20	20	20
パンフレット作成印刷	100	200	200	105	105	120
会場アンケート	19	10	30	19	19	19
会場内注意事項	19	10	20	10	10	10
配布資料の印刷	-	-	200	37	100	120
一般参加者用筆記用具(ボールペン)	77	50	50	75	75	75
一般参加者配布用封筒印刷	88	25	25	24	24	24
記者・カメラマン用取材上の注意	19	10	10	19	19	19
関係者席案内図	-	-	1,000	5,000	5,000	5,000
関係者駐車証	-	-	1,000	5,000	5,000	5,000
関係者座席表示	-	-	13,250	5,000	5,000	5,000
出席閣僚等及びコーディネーター用ミネラルウォーター・おしぼり	650	300	1,000	650	650	650
出席閣僚等用筆記用具、ミネラルウォーター・おしぼり(記者会見時用)	900	300	1,000	900	900	900
出席閣僚等用資料	-	-	40,000	5,000	5,000	5,000
パソコン及びプリンター一式	65,000	30,000	10,000	16,000	16,000	16,000
コピー機、FAX	6,200	5,000	13,000	5,000	5,000	5,000
②一般参加者用飲料水、給水器、紙コップ	-	-	-	-	-	49,850
<b>8 ケータリング関係</b>						
出席閣僚等、随行者、コーディネーター、司会者用湯茶	30,000	20,000	20,000	15,000	15,000	15,000
出席閣僚等、随行者、コーディネーター、司会者用弁当	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
<b>9 民間人有識者謝礼金、交通費</b>						
民間人有識者謝礼金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
民間人有識者交通費	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算
依頼登壇者謝礼金等	(20,000)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
その他の協力者謝礼金等	(5,000)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
司会者、コーディネーター交通費	-	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算
<b>10 一般参加者募集関係</b>						
申込み者用メールアドレス提供	3,600	-	-	-	-	-
申込み者用ホームページ提供	-	20,000	50,000	20,000	20,000	20,000
インターネット申込みの応募を受理できるメールアドレス維持管理	-	-	-	-	10,000	10,000
FAX申込者の応募を受理できるFAX回線提供	24,000	47,000	40,000	20,000	20,000	20,000
郵送での申込者の応募を受理できる住所及び私書箱提供	18,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000
参加者募集に関する問い合わせ対応「参加係」の設置(1式、電話回線1回線)	120,000	150,000	100,000	54,000	54,000	54,000
応募者の集計・重複の除去(インターネット、郵送及びFAX)	38,000	90,000	130,000	15,000	15,000	15,000

項 目	平成14年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	前期 朝日広告社	後期 電通	電通	朝日広告社	朝日広告社	朝日広告社
応募状況概要資料作成	-	-	5,000	6,000	6,000	6,000
全応募者リストの作成(申込み締切の日から2日以内に内閣府へ提出)	70,000	70,000	70,000	10,000	10,000	10,000
報道関係参加申込者最新リスト作成	-	-	500	20,000	20,000	20,000
参加証(ハガキ)発送(申込み締切の日から1週間以内)	25,000	70,000	115,000	25,000	25,000	25,000
開催公表資料作成	-	-	500	12,000	12,000	12,000
参加者募集用新聞広告作成(半5段)	-	-	50,000	55,000	55,000	60,000
上記原稿の製版(半5段)	-	-	10,000	10,000	10,000	20,000
参加者募集用ポスター作成・印刷 15年度以前は一式(100枚)、16年度以降は1枚の単価	(95,000)	121,600	128,300	1,320	1,320	1,400
参加者募集用チラシ作成・印刷	(35)	128	160	55	120	130
ポスター・チラシ梱包発送	(実費精算)	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算
<b>11 議事録等記録関係</b>						
TM当日議事概要(終了後30分以内に原案納品)	-	-	30,000	30,000	30,000	30,000
TM議事概要(開催日から2日以内に原案納品)	-	-	50,000	20,000	20,000	20,000
TM議事録(開催日から4日以内に納品)	36,000	80,000	80,000	100,000	100,000	100,000
TMビデオテープ(開催日当日に納品)(1本)	58,000	100,000	-	-	-	-
TM録音テープ(開催日当日に納品)	-	2,000	2,000	10,000	10,000	12,000
記者会見録音テープ(開催日当日に納品)	10,000	2,000	2,000	10,000	10,000	10,000
記者会見議事録(開催日翌日に納品)	-	-	50,000	50,000	50,000	50,000
記録写真(カメラマン腕章の作成も含む)	65,000	50,000	50,000	65,000	65,000	65,000
会場アンケート回収・集計及び分析(開催日から5日以内に納品)	130,000	38,000	120,000	50,000	50,000	50,000
タウンミーティング報道状況関係資料	-	-	20,000	4,300	4,300	4,300
開催実績概要資料	-	-	-	5,000	5,000	5,000
<b>12 事前参加申込及び共催団体応募関係</b>						
申込み者用ホームページ提供	-	-	50,000	20,000	-	-
FAX申込者の応募を受理できるFAX回線提供	-	-	10,000	20,000	-	-
郵送での申込者の応募を受理できる住所及び私書箱提供	-	-	10,000	10,000	-	-
事前参加申込及び共催団体応募に関する問い合わせ対応「事前参加申込・共催募集係」の設置(1式、電話回線1回線)	-	-	10,000	20,000	-	-
応募者の集計・重複の除去(インターネット、郵送及びFAX)	-	-	10,000	10,000	-	-
全事前申込登録者リスト作成	-	-	10,000	10,000	-	-
開催決定後における事前申込者への案内状送付	-	-	500	1,100	-	-
<b>13 事前参加申込・タウンミーティングサポーター関係</b>						
申込み者用ホームページ提供	-	-	-	-	20,000	20,000
インターネット申し込みの応募・TMサポーターからの意見を受理できるメールアドレス維持管理	-	-	-	-	10,000	10,000
FAX申込者の応募を受理できるFAX回線提供	-	-	-	-	20,000	20,000
郵送での申込者の応募を受理できる住所及び私書箱提供	-	-	-	-	10,000	10,000
事前参加申込及び共催団体応募に関する問い合わせ対応「事前参加申込・共催募集係」の設置(1式、電話回線1回線)	-	-	-	-	20,000	20,000
応募者の集計・重複の除去(インターネット、郵送及びFAX)	-	-	-	-	10,000	10,000
全事前申込登録者リスト作成	-	-	-	-	10,000	10,000
開催決定後における事前申込者・TMサポーターへの案内状送付	-	-	-	-	1,100	1,200
<b>14 その他</b>						
交通費・宿泊費(下見・事前調整等)	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算
同(開催前日・当日)	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算	実費精算

(注)平成14年度前期の契約単価のうち( )書きとしているものは、14年4月15日付の変更契約による。また、17年度の契約単価のうち( )書きとしているものは、落札後、契約締結までの間に項目を追加したことによる。

別表6 請負業者が追加作業を単価項目の員数に上乘せして請求した事態の概要

年度	回	仕様外の追加作業の概要	員数を上乘せした項目（上乘せにより増加した金額）
15	80	金属探知機設置 意見交換会マニュアル作成、音響 設備費等 懇談会のための資料、マニュアル 作成、内閣府との調整、舞台、看 板等 展示コーナー設置 観光カリスマプロフィール作成等	場内整理、事務補助（300,000円） 舞台（109,000円） 照明・音響（175,000円） 出席閣僚等及びコーディネーター名前 垂れ、ネームプレート（100,000円） 場外看板（140,000円） ステージ上吊り看板（80,000円） 会場計画（40,000円） 進行台本作成（100,000円） 運営マニュアル作成（200,000円） 出席閣僚導線作成（160,000円） 内閣府との事前調整（428,000円） 配布資料の印刷（150,000円） 関係者座席表示（26,500円） 出席閣僚等資料（360,000円） 参加者募集用チラシ（560,000円） 計2,928,500円
	87 ～ 93	タウンミーティング速報の作成 展示パネル等タウンミーティング 週間関係共通制作物の作成 各回展示コーナー設営費等	内閣府との事前調整（8,988,000円）  計8,988,000円
	99	プラカード、のぼり設置料	場外看板（210,000円） 計210,000円
	100	テーブル、のぼり設置料	場外看板（210,000円） 計210,000円
	101	記念写真背景 報道用ステージ 報道用エリア養生 モニター台等 ホテル室料等 参加証、参加者プロフィール等	場外看板（140,000円） 内閣府との事前調整（2,996,000円）  計3,136,000円
	102	のぼり設置料、控室三角テント作 成費	場外看板（210,000円）  計210,000円
	104	補助映像装置、展示用パソコン等	場外看板（140,000円） 運営マニュアル作成（100,000円） 内閣府との事前調整（856,000円） 計1,096,000円
	105	補助映像装置、展示用パソコン等	場外看板（140,000円） 運営マニュアル作成（100,000円） 内閣府との事前調整（428,000円） 計668,000円
	106	補助映像装置、展示用パソコン等	運営マニュアル作成（100,000円） 内閣府との事前調整（428,000円） 計528,000円
小計	計15回		15回計 17,974,500円

17	133	100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 閣僚控室等パーティション設置等 運営関係 書画カメラ等映像関係機器設置等	舞台(200,000円) 照明・音響(400,000円) プロジェクター(300,000円) 進行台本作成(200,000円) 運営マニュアル作成(200,000円) 内閣府との事前調整(400,000円) 計1,700,000円
	134	100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 閣僚控室等パーティション設置等 運営関係 書画カメラ等映像関係機器設置等	舞台(100,000円) 照明・音響(200,000円) プロジェクター(300,000円) 進行台本作成(100,000円) 運営マニュアル作成(100,000円) 内閣府との事前調整(400,000円) 計1,200,000円
	135	法務省コーナー、100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 書画カメラ等映像関係機器設置等 閣僚控室テーブル白布等運営関係 イベント追加関係	舞台(200,000円) 照明・音響(400,000円) プロジェクター(600,000円) 進行台本作成(200,000円) 運営マニュアル作成(200,000円) 内閣府との事前調整(400,000円) 計2,000,000円
	136	100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 閣僚控室前等目隠しパネル等運営関係 書画カメラ等映像関係機器設置等	舞台(200,000円) 照明・音響(400,000円) プロジェクター(600,000円) 進行台本作成(200,000円) 運営マニュアル作成(200,000円) 内閣府との事前調整(400,000円) 計2,000,000円
	137	100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 閣僚控室前等目隠しパネル等運営関係 書画カメラ等映像関係機器設置等	舞台(100,000円) 照明・音響(200,000円) プロジェクター(300,000円) 進行台本作成(100,000円) 運営マニュアル作成(100,000円) 内閣府との事前調整(400,000円) 計1,200,000円
	138	100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 閣僚控室等目隠しパネル等運営関係 TM中止対応臨時作業関係 書画カメラ等映像関係機器設置等	舞台(100,000円) 照明・音響(200,000円) プロジェクター(600,000円) 進行台本作成(500,000円) 運営マニュアル作成(400,000円) 内閣府との事前調整(800,000円) ツミティング議事概要(20,000円) ツミティング議事録(100,000円) 応募者の集計・重複の除去(40,000円) 全事前申込登録者リスト作成(40,000円) 計2,800,000円
	139	法務省コーナー、100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 書画カメラ等映像関係機器設置等 閣僚控室養生・目隠し加工等運営関係 イベント追加関係	舞台(300,000円) 照明・音響(600,000円) 進行台本作成(200,000円) 運営マニュアル作成(200,000円) 内閣府との事前調整(600,000円) 計1,900,000円

140	100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 閣僚控室テーブル白布等運営関係 運営深夜作業関係 書画カメラ等映像関係機器設営	舞台(100,000円) 照明・音響(200,000円) プロジェクター(300,000円) 進行台本作成(100,000円) 運営マニュアル作成(100,000円) 内閣府との事前調整(400,000円) 計1,200,000円
141	国土交通省展示パネル、100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 閣僚直前控室用テーブル等運営関係 プラズマディスプレイ、書画カメラ等映像関係機器設営	閣僚使用車の伴走車(80,000円) 舞台(500,000円) 照明・音響(1,200,000円) 会場内案内看板(36,000円) プロジェクター(600,000円) 進行台本作成(300,000円) 運営マニュアル作成(300,000円) 開催地警察との事前調整(25,000円) 出席閣僚等が利用する交通機関(空港又は駅)との事前調整(15,000円) 内閣府との事前調整(800,000円) 々々ミーティング当日議事概要(30,000円) 々々ミーティング議事概要(20,000円) 々々ミーティング議事録(100,000円) 々々ミーティング録音テープ(30,000円) 記者会見録音テープ(30,000円) 計4,066,000円
142	各省庁控室用パネル、100回記念CD-ROM閲覧コーナー設置等 会場ロビー等追加ライト等運営関係 書画カメラ等映像関係機器設営 監視用カメラ	ハイヤー(30,000円) 閣僚使用車の伴走車(40,000円) 舞台(400,000円) 照明・音響(800,000円) プロジェクター(600,000円) 登壇者用返しモニター(50,000円) 会場用モニター(50,000円) 進行台本作成(300,000円) 運営マニュアル作成(200,000円) 内閣府との事前調整(800,000円) 計3,270,000円
143	100回記念CD-ROM閲覧コーナー、閣僚用導線パネル設置、閣僚控室・ステージ用テーブル等運営関係等 書画カメラ等映像関係機器設営 監視用カメラ	舞台(200,000円) 照明・音響(400,000円) 進行台本作成(200,000円) 運営マニュアル作成(200,000円) 内閣府との事前調整(400,000円) 計1,400,000円
小計	計11回	11回計 22,736,000円
合計	計26回	26回計 40,710,500円

(注) 上乗せにより増加した金額は、電通又は朝日広告社が上乗せして請求したとする員数に契約単価を乗じて算定した。